

# 結城市次世代育成支援行動計画

ともに育て ともに育ち ともに喜ぶ 地域づくり

平成 17 年 3 月

## はじめに

結城市では、21世紀を担う子どもたちが、健やかに成長できる環境づくりと子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、子育てできる環境づくりの指針となる「結城市子育て支援計画」を平成12年に策定し、子育て支援を推進してまいりました。

近年、急速に進行する少子化は、結城市においても例外ではなく、子どもと子どもを取り巻く環境に様々な影響を及ぼすことが予想されています。

このような中、国と地方自治体、企業が今後10年間に集中的・計画的な少子化対策に取り組むための「次世代育成支援対策推進法」が成立したことに伴い、結城市においても「結城市子育て支援計画」と「結城市母子保健計画」を統合し、すべての子どもと子育て家庭を総合的に支援する結城市「次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画では、「ともに育て ともに育ち ともに喜ぶ 地域づくり」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが結城に生まれ、心豊かで健やかに育つため、市民・企業・行政など社会全体で子どもと子育て家庭を支える地域づくりを目指しています。

この計画策定にあたりましては、アンケートや地域懇談会を行い、子育ての現状や課題、市民ニーズなどの把握に努めました。また、「結城市次世代育成支援行動計画策定委員会」においても、貴重なご意見、ご提言をいただき、市民の皆様とともにこの計画を策定してまいりました。

ここに、ご協力を賜りました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

今後は、国や茨城県、市民、地域、企業や関係機関・団体などの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成17年3月

結城市長 小 西 栄 造

# 目次

<b>第1章 行動計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 行動計画策定の背景.....	1
第2節 計画の目的と性格.....	2
第3節 計画の期間.....	2
<b>第2章 計画の基本方針</b> .....	<b>3</b>
第1節 計画の基本理念.....	3
第2節 計画の視点.....	4
第3節 計画の基本目標.....	5
第4節 重点プロジェクト.....	6
<b>第3章 実践していくための行動プラン</b> .....	<b>7</b>
<b>基本目標1 子どもの生命と健康を守る</b> .....	<b>8</b>
1 子どもの健康をつくる・守る.....	8
(1)妊娠・出産期における母子の健康づくり.....	8
(2)安心して出産・育児ができる環境づくり.....	10
(3)乳幼児および児童・生徒の健康と命を守る.....	12
(4)歯を守る活動の充実.....	14
(5)食育の推進.....	16
(6)障害のある子の療育体制の整備.....	18
(7)小児医療の充実.....	19
2 思春期保健対策の充実.....	20
(1)成長期における健康づくり.....	20
(2)母体・生命尊厳意識の育成.....	21
3 児童虐待を防止する.....	22
(1)早期発見・早期対応・ケア体制の整備.....	22
(2)市民への「子ども虐待」についての理解の促進.....	23
4 子どもの生命の安全を守る.....	24
(1)交通事故から子どもを守る.....	24
(2)犯罪から子どもを守る地域づくりの推進.....	26
<b>基本目標2 子どもの遊びと学びを豊かにする</b> .....	<b>28</b>
1 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する.....	28
(1)教育環境の整備.....	28
(2)学校と地域の連携による豊かな心の育成.....	30
(3)遊ぶ場・学ぶ場の整備を推進する.....	32
2 スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する.....	34
(1)スポーツ活動の充実.....	34
(2)レクリエーション・文化活動・子ども会等自主的活動の充実.....	36
<b>基本目標3 家庭における子育てを支援する</b> .....	<b>38</b>
1 家庭における「子育て力」を高める.....	38
(1)情報提供・相談体制の充実.....	38
(2)子育て支援体制の充実.....	40

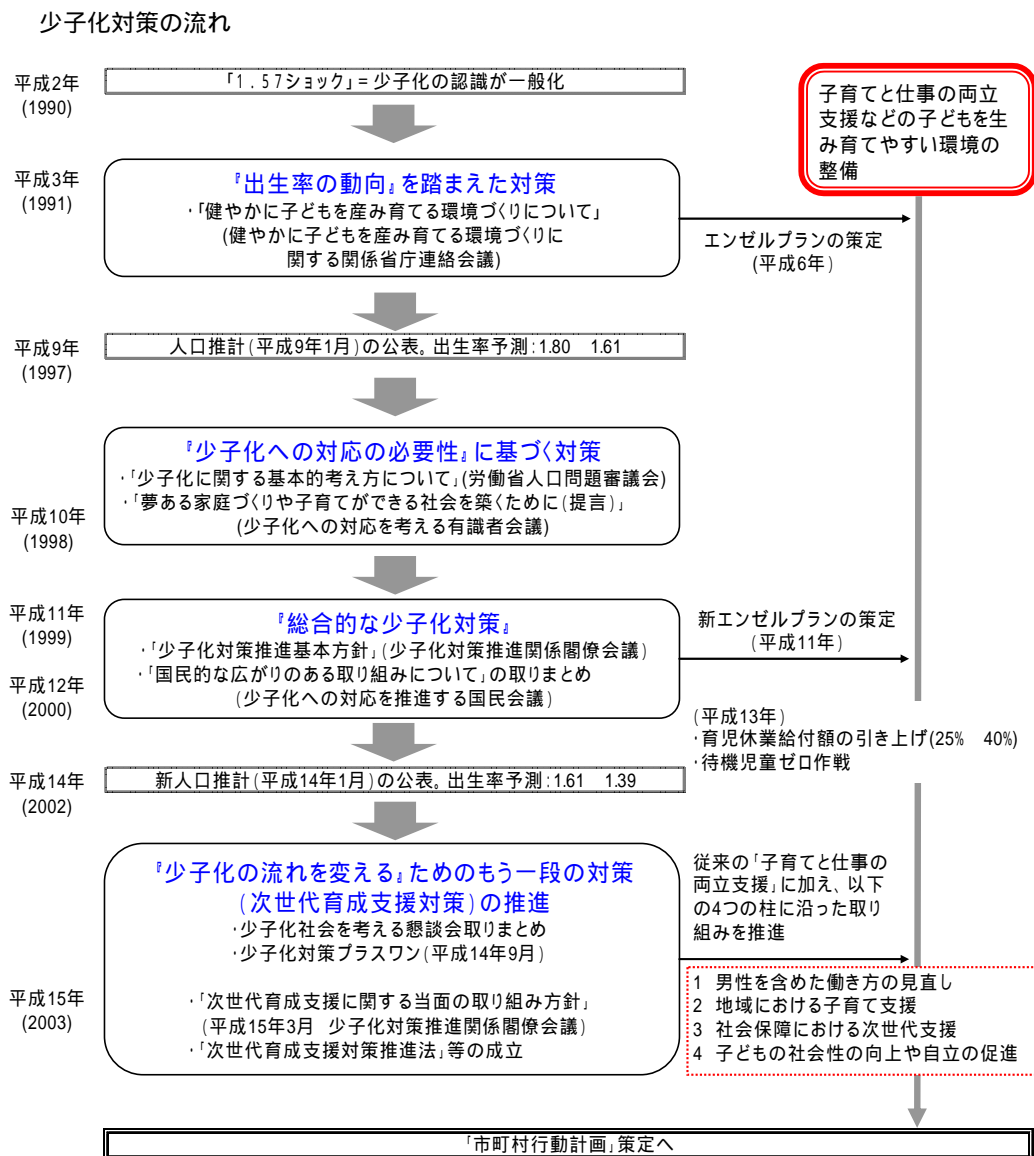
2	子育て家庭への経済的支援	42
(1)	医療費等の軽減	42
(2)	子育てにかかる経済的負担の軽減	43
基本目標 4	子育て支援施設及びサービスを充実する	46
1	保育所（園）を充実する	46
(1)	保育所（園）の充実	46
(2)	多様な保育需要に応えるサービスの充実	48
2	幼稚園を充実する	49
(1)	幼稚園を充実する	49
3	学童クラブを充実する	50
(1)	学童クラブを充実する	50
基本目標 5	地域の子育て環境を豊かにする	51
1	「子育て」・「子育て」を支援する地域環境をつくる	51
(1)	子育て支援の輪を拡大する	51
(2)	男女共同参画社会の構築	52
(3)	子どもと家族にやさしい環境の整備	54
2	家族にやさしい労働環境を整備する	56
(1)	職場における理解の推進	56
(2)	子育て後の再就職・再雇用の促進	57
<b>第 4 章</b>	<b>計画の推進にあたって</b>	<b>58</b>
第 1 節	計画の推進体制の整備	58
1	市民参加の推進	58
2	庁内推進体制の整備	58
第 2 節	実施状況の公表および見直し	59
1	情報共有の推進	59
2	点検・評価・見直しの推進	59
<b>結城市次世代育成支援行動計画 施策・事業の一覧表</b>		<b>60</b>
<b>参考資料 1</b>	<b>子どもをとりまく地域の状況</b>	<b>72</b>
第 1 節	少子化の動向	72
第 2 節	家族・地域の状況	78
第 3 節	保育および教育の環境	80
<b>参考資料 2</b>	<b>アンケート調査の概要</b>	<b>82</b>
第 1 節	アンケート調査実施概要	82
第 2 節	アンケート結果（抜粋）	83
<b>参考資料 3</b>	<b>策定体制</b>	<b>97</b>
1	結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要項	97
2	結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員名簿	98
3	結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム設置要項	99
4	結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチームメンバー表	100

# 第1章 行動計画策定にあたって

## 第1節 行動計画策定の背景

近年、わが国においては、急速に少子化が進行しています。こうした状況に対応するため、政府においては、「エンゼルプラン」を始めとする様々な取り組みを行ってきました。しかしながら、平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された「日本の将来推計人口」では、少子化の原因として従来言われてきた若い世代の「晩婚化」や「未婚化」に加え、「夫婦間における出生数の減少」という新しい現象があることが指摘され、このために少子化はいつそう進むと予測されました。

こうした少子化傾向の流れを変えるため、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、すべての地方自治体で次世代育成支援のための行動計画を策定することとなりました。



## 第2節 計画の目的と性格

次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感できる地域づくりを行うための施策の目標や方向性を示すものです。

本市においては、平成12年に策定された「結城市子育て支援計画（以下、「ゆうきエンゼルプラン」）」および平成9年に策定された「結城市母子保健計画」に基づき、保育サービスの充実、児童の健全育成、母子の健康管理等、安心して子どもを産み、育てることができる地域・社会づくりを推進しています。

これまでのこうした保健・福祉施策に加え、次世代育成支援対策では、子どもとその家庭、学校、地域、企業、行政等が連携し、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成されることを可能とする地域社会づくりをいっそう整備していくことが求められています。

本計画は、「ゆうきエンゼルプラン」および「結城市母子保健計画」の理念を継承しつつ、次世代育成支援対策という観点から、児童福祉、母子保健、教育、地域づくり等、次世代育成に関わる施策を効果的に展開していくために策定するものです。

## 第3節 計画の期間

本計画に基づき、平成17年から10年間に集中的・計画的に次世代育成支援に取り組みます。

計画は、平成17年度から平成21年度までの5年を前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として策定します。後期計画は、前期計画について必要な見直しを平成21年度中に行い、策定することとします。

本計画に基づく事業の実施状況については、毎年公表するものとします。

図表1 計画期間

年度	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
	(平成9年～) 母子保健計画														
	ゆうきエンゼルプラン														
					見直し	次世代育成支援行動計画(前期計画)					(後期計画)				
						実施状況を公表・適宜見直し			見直し						

## 第2章 計画の基本方針

### 第1節 計画の基本理念

本市では、「みどりと歴史の いきいき文化創造都市・結城」を市の将来像とする第4次結城市総合計画に基づき、まちづくりを推進しているところです。この将来像を達成するために、本市の自然・歴史的資産を活かした結城市「らしさ」づくり、生活の「豊かさ」づくり、市民主体の「自主・自助」の都市づくり、の3つをまちづくりの基本姿勢とし、各種事業に取り組んでいます。

次世代育成支援は、市民が一体となってつくるこのまちを、次代につなげていく担い手として、本市に多くの子どもが生まれ、育つことを支援することが目的です。

現在、子育て中の親にとって、また、これから子どもを産み、育てていく若い世代にとっては、「子育ての楽しさを感じることができる地域であること」が必要です。さらに、若い世代が、結城市で「子どもを産み、健やかに育てることができる地域社会」を形成する一員となることが大切になります。

そのため、市民一人ひとりが、子どもと子育て家庭を温かく見守り、支援していくことが重要となっています。

子どもにとって、親にとって、地域にとって、人と人との出会いや交流がやさしさとおもいやりのあるものならば、次世代の地域社会は明るいものとなります。

そこで、本市においては、次のような基本的な考え方（基本理念）を掲げて、施策および事業を推進していきます。

【本市における次世代育成支援の基本理念】

ともに育て ともに育ち ともに喜ぶ 地域づくり

## 第2節 計画の視点

---

本市における次世代の育成を支援する計画の策定と実施にあたり、次の3つを基本的視点として策定します。

### 1 子どもへの視点～「子育て」のために

子どもがいろいろな環境の中で、個性を伸ばし、可能性を発揮しながら健やかに成長し、次代の担い手となるような環境づくりが求められています。

そのため、「子どもの生きる権利、育つ権利、みんなに守られる権利、参加する権利」を大切に、のびのびと心豊かに育つことを支援する施策を進めます。

#### 視点1：子どもの権利を守り育てる

### 2 保護者・家庭への視点～「子育て」のために

子どもの成長にとって、明るく愛情に満ちた家庭は大切です。また、親が子どもを育てることで多くの喜びを感じ、子どもと強い絆で結ばれることも重要です。共働き家庭の増加、核家族化や都市化の進展により子育て家庭をとりまく環境が変化しています。こうした中、保護者の状況やニーズに応えた支援が求められています。

そのため、すべての子育て家庭において、子どもを産み、育てることへの負担感や悩みを解消し、「夢と希望」が持てるように、時代や社会の変化に対応した支援を進めます。

#### 視点2：明るい家庭づくりと子育てを支援する

### 3 地域への視点～「地域づくり」のために

人は、地域で生まれ地域のさまざまな関わり・体験を通じて成長します。しかし、地域では人間関係の希薄化や働く環境の変化などにより、地域が持っていた子育て力が低下しています。

そのため、市民、子育て施設や機関、企業、行政等が協力し、子どもと子育て家庭を温かく見守り、支援をしていく体制と地域づくりを進めます。

#### 視点3：地域ぐるみで子育て・子育てを支援する



## 第3節 計画の基本目標

---

1つ1つの施策が効果的に展開できるよう、次の5項目を基本目標とします。

### 基本目標1 子どもの生命と健康を守る

子どもの健康づくりは、母親の妊娠・出産期から始まります。そのため、子どもを妊娠し、出産する母親の自主的な健康管理が必要です。また、子育てに迷う保護者を精神的にサポートし、保護者が安心して子ども産み育てることができる環境づくりが必要です。

今後は、子どもの誕生を心から喜び、子どもの健康と健やかな成長を支援します。

### 基本目標2 子どもの遊びと学びを豊かにする

子どもは、学校等における集団生活での子ども同士の触れ合い、クラブ活動等による異年齢児との触れ合いにより様々なことを学び、社会で生活していくための力を身に付けていきます。また、地域社会における、世代間の交流や様々な体験活動等をとおして成長していきます。

今後は、地域のつながりを強め、子どもがよく学び、よく遊ぶことができる仕組みづくりに取り組みます。

### 基本目標3 家庭における子育てを支援する

アンケートによると、保護者は、子育てについて楽しいと感じていますが、子育ての孤立化により、負担感・不安感を感じています。そこで、子育ての孤立化による、保護者の負担感・不安感の軽減を図るために、精神的・経済的な支援等が必要です。

今後は、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての不安や負担を軽減するための施策を推進します。

### 基本目標4 子育て支援施設およびサービスを充実する

家庭生活や職業生活の変化により、日中に子どもの世話をする人が居ない、共働き家庭が増加しています。また、子どもが病気の場合、親族に不幸があった場合、保護者自身が病気になった場合等、家族だけで対応することが困難な状況にあります。こうした中、多様な保育サービスへのニーズがますます高まっています。

今後は、すべての保護者が、安心して笑顔で子どもと関わることができるよう、保育サービスの充実に取り組みます。

### 基本目標5 地域の子育て環境を豊かにする

子どもが「社会の宝」であるといった視点から家庭における支援とともに地域での積極的な子育て支援が必要です。

職業生活と家庭生活の両立を支援するために、行政サービスの充実に加え、地域ぐるみで子育てに参加することや企業からの支援が必要です。

今後は、みんなで子育て家庭を支援する地域環境や仕組みづくりに取り組みます。

## 第4章 重点プロジェクト

### 親と子が安心して集える場の確保

番号	重点事業
76	児童館の設置
95	地域子育て支援センター事業
100	街角すこやかルーム整備事業

### 子育てを支えるボランティアの育成

番号	重点事業
97	子育てサポーター事業
137	活動の場・機会の情報提供
138	ボランティア講習会の開催

### 相談体制の整備

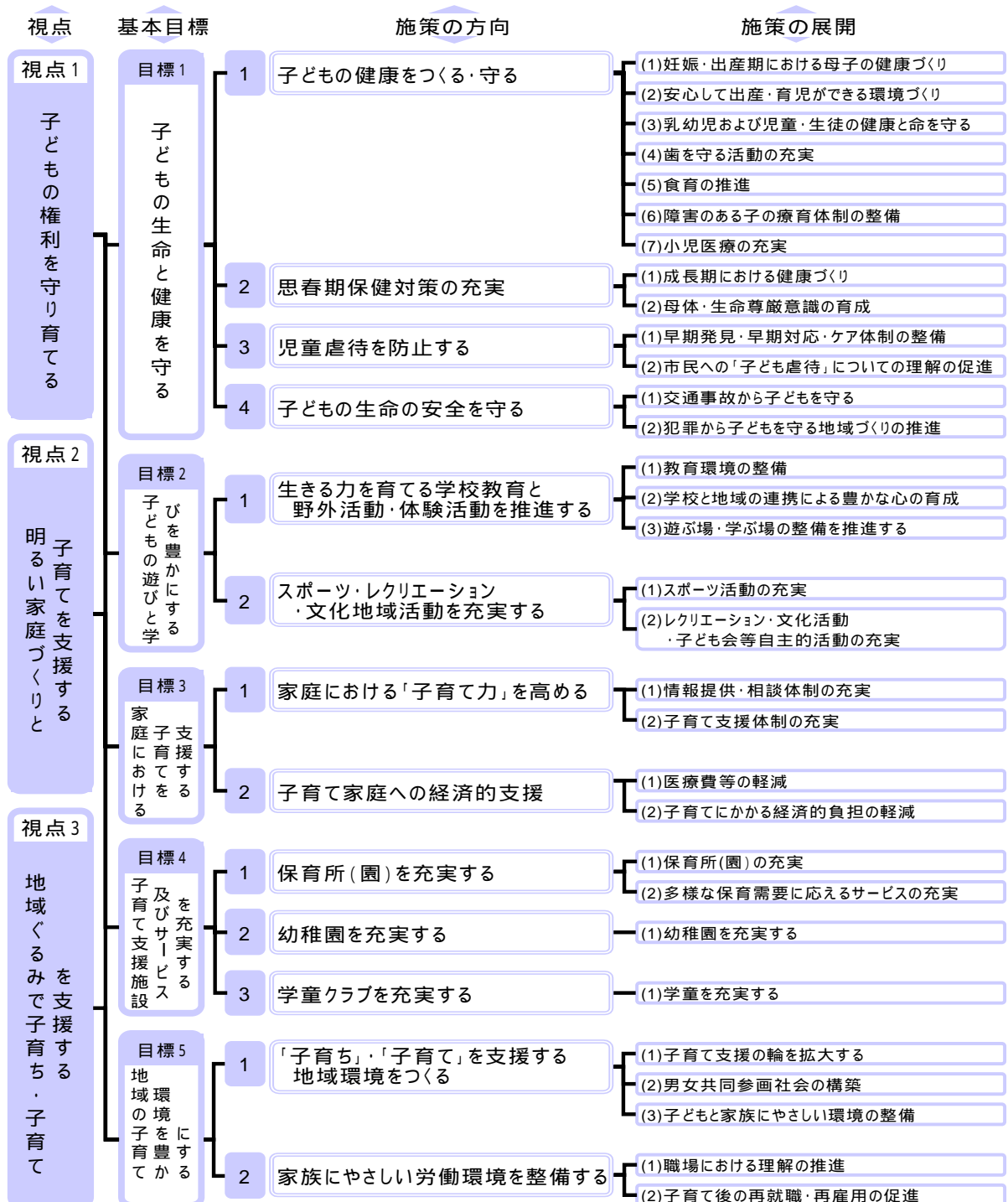
番号	重点事業
8	子育て情報の総合的な提供
17	母子訪問指導
41	児童虐待防止ネットワーク
64	スクールカウンセラーの配置
94	要保護児童地域対策協議会の設置

# 第3章 実践していくための行動プラン

本計画の施策の体系は以下のとおりです。

基本理念： ともに育て ともに育ち ともに遊ぶ 地域づくり

## 基本理念に基づく取組



## 基本目標 1 子どもの生命と健康を守る

---

### 1 子どもの健康をつくる・守る

#### (1) 妊娠・出産期における母子の健康づくり

##### 【現状と課題】

母子保健の出発点となる妊娠届出、母子健康手帳の交付時に保健指導を行っています。

必要に応じ、保健師、栄養士による保健相談や訪問指導を行うことで、妊婦の不安の軽減と健康管理の必要性を認識できるように努めています。

母子保健の指導は妊娠早期に行うことが効果的ですが、妊娠後期や出産後の妊娠届出が毎年数件あります。

喫煙する妊婦が1割弱となっており、喫煙が母体と胎児や子どもの健康に与える影響について考慮し、配偶者等へも喫煙について指導しています。

妊婦の健康診査については、医療機関に委託して実施しており、受診率も高くなっています。

妊娠・出産・育児に際した母親は、ライフスタイルの大きな変化を要求され、ストレスや不安を抱えることが多いことから、精神的な支援をしています。

10代の若年妊婦や、35歳以上の高齢初妊婦等、ハイリスク妊婦には、個別訪問による保健指導を行っています。



##### 【今後の取り組み】

母子保健手帳の交付時における保健指導や、健康教育の機会を利用した保健指導を強化します。

保健師や助産師等、専門家による家庭訪問を実施し、妊産婦の健康に応じた保健指導を強化するとともに、妊産婦の心身の健康保持活動を支援します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 (実施方針) 妊娠前期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 (対象) 届出た妊婦・夫・家族	妊娠 20 週以降の交付数 12 件*  出産後交付 6 件*	妊娠 20 週以降の交付数 減少  出産後交付 0 件	保健センター
2	妊婦委託健康診査	妊婦の疾病予防・早期発見のために、妊娠前期と後期の 2 回、医療機関に委託して実施している。 (実施方針) 医療機関との連携を強化する。 (対象) 妊婦	受診率 前期 94.9%* 後期 92.4%*	受診率 95%以上	保健センター
3	超音波検査	35 歳以上の妊婦について、超音波による検査を行う。 (対象) 35 歳以上の妊婦	35 歳以上妊婦 全員	継続	保健センター
4	B 型肝炎母子感染防止事業	B 型肝炎ウイルスの母子感染を起こすおそれがある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し適切な予防措置を講ずる。 (対象) 妊婦	妊婦委託健康診査前期に実施	継続	保健センター
5	妊婦訪問指導	健診での有所見者や、その他必要・要請に応じて妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 (実施方針) 有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 (対象) 訪問が必要な妊婦	若年初妊婦 高年初妊婦 ハイリスク妊婦	継続	保健センター
6	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 (実施方針) 安心して育児できるように支援していく。 (対象) 訪問希望者	年間 延べ 40～50 件	継続	保健センター

## (2)安心して出産・育児ができる環境づくり

### 【現状と課題】

家族が妊娠・出産を受容し、赤ちゃんの誕生を「より豊かな人間関係を育むスタート」として捉え、積極的に子育てする家庭づくりが大切です。このため、妊娠中から父親・母親としての意識を高め、夫婦が協力して子育てができるような家庭づくりを支援するために、夫婦を対象とした育児セミナーを実施しています。

初産婦は、授乳の仕方、新生児への接し方などに戸惑い、育児に対する不安が特に大きいことから、新生児訪問などを実施しています。

育児セミナーの参加者については、若年妊婦や高年初妊婦と夫が少ない状況にあります。

出産後の産婦は、育児に対する不安も強く、また外出の機会も少ないことから、育児学級を開催し、保護者同士の交流や育児不安の軽減を図っています。

アンケートによると、育児に参加している父親は8割と高いものの、ほとんどしない父親も1割強となっています。日々変化している子どもの成長に、母親、父親ともに関わることができる家庭環境づくりが必要となっています。



### 【今後の取り組み】

父親の育児参加の重要性を啓発する内容の育児セミナーを充実します。

家庭における育児情報の提供、子育て意識の啓発を行います。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
7	育児セミナー	父親・母親(現在妊娠中)になる方のために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 (実施方針) 若年・高齢初妊婦と夫の参加を呼びかけていく。 (対象) 妊婦と夫	開催回数 年 6 回  各回 12 組	継続	保健センター
8	子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市の HP、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。 (実施方針) 必要な情報を随時入手・提供できるよう努める。 (対象) 妊婦および保護者全員	子育て情報誌の発行 500 部  保健センターの HP 作成	内容の充実	保健センター
9	母子保健健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し、保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 (実施方針) 教室参加者を増やしていく。 (対象) 乳幼児とその保護者	必要に応じて開催	継続	保健センター
10	育児学級 「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 (実施方針) 育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 (対象) 生後 1 カ月～生後 5 カ月未満	年 4 回 各回 20 組	2 回 1 コースを 年 3 回	保健センター
11	ブックスタート事業	絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整える事により、赤ちゃんの限りない可能性をのばすことを目的とする。 (実施方針) 健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本をとおして親子のきずなの強化を図る。 (対象) 市内在住の乳幼児	実施	継続	社会福祉課

### (3)乳幼児および児童・生徒の健康と命を守る

#### 【現状と課題】

子どもが正常な発達・発育をしているかを確認し、万一疾病や障害があれば早期発見・早期対応していくために、子どもの発達段階に応じた健康診査と予防接種を、保健センター、学校および医療機関などで実施しています。

乳児健診受診率は 80%弱となっており、受診率の向上が必要となっています。

5カ月児健診・1歳6カ月児健診・3歳児健診については、受診率は90%以上を維持しており今後も、健診を通じた保健指導と育児支援を一層充実していく必要があります。

アンケートによると未就学児童の半数近くの保護者が、応急処置の学習を経験する機会がなく、心肺蘇生法についても十分に習得していないことから、平成14年度より、家庭内の事故の防止について、結城消防署等と連携して、乳幼児救急法教室を開催しています。

#### 【今後の取り組み】

健康診査における保健指導の強化とともに、総合的な母子の健康づくりの場として充実していきます。

乳幼児健診、各種予防接種の未受診者や、その他必要な人への個別訪問指導を強化します。学童期における問題に対応するため、関係機関の連携を強化します。

#### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
12	乳児健康診査	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達に節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達の確認および異常の早期発見に努める。 (実施方針) 母子健康手帳交付、5カ月児健診時の勧奨を強化する。 (対象) 乳児(3~6カ月児・9~11カ月児)	受診率 前期 74.7% 後期 76%	受診率 80%	保健センター
13	5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。 (実施方針) 健診内容をニーズにあったものとする。育児支援型健診へ変換していく。 (対象) 5~6カ月児	受診率 93.6%  年 12 回	受診率 95%以上	保健センター
14	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。 (実施方針) 未受診者対策を強化するとともに、保護者の育児力を助長させるような健診の内容検討・充実を図る。 (対象) 1歳6カ月児	受診率 95%以上	受診率 96%以上	保健センター



【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
15	3歳児健康診査	<p>幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。</p> <p>(実施方針) 要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。</p> <p>(対象) 3歳4カ月児</p>	<p>受診率 90%</p> <p>年間 12 回</p>	<p>受診率 93%</p> <p>年間 12 回</p>	保健センター
16	各種予防接種	<p>予防接種法で定められている疾病の予防接種を、毎年年間計画を立て実施している。</p> <p>(集団接種) ポリオ、ツベルクリン、BCG、日本脳炎</p> <p>(個別接種) 三種混合、麻しん、風しん</p> <p>(実施方針) 予防接種健康被害を防止するために、個別接種を推進する。</p> <p>(対象) 乳幼児、小学生、中学生</p>	<p>ツ反・BCG 96.2%</p> <p>ポリオ 100%</p> <p>三種混合 85%</p> <p>日本脳炎 70%</p> <p>二種混合 98.7%</p>	<p>BCG 96.2%</p> <p>ポリオ 100%</p> <p>三種混合 90%</p> <p>日本脳炎 70%以上</p> <p>二種混合 98.7%</p>	保健センター
17	母子訪問指導	<p>継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。</p> <p>(対象) 継続フォロー者・健診未受診者など</p>	実施	継続	保健センター
18	乳幼児救急法教室/事故防止対策事業	<p>保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。</p> <p>(実施方針) 保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。</p> <p>(対象) 乳幼児とその保護者</p>	<p>教室開催 年 6 回</p> <p>パンフレット配布 480 名</p>	継続	保健センター
19	保育所(園)・幼稚園と連携した、要フォロー者の支援 (保育所(園)・幼稚園との連携の強化)	<p>関係機関同士の情報交換、協力体制構築により、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。</p> <p>(実施方針) 健診等により把握した要フォロー者・未受診者について、連絡票の作成、定期的な連絡会等により、支援体制を確立していく。</p> <p>(対象) 関係機関</p>	要フォロー者 情報交換	継続	保健センター
20	小中学校養護教諭連絡調整 (学校保健業務との連携の強化)	<p>生涯にわたる健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学童期からの様々な問題に対応していく。</p> <p>(実施方針) 市内全学校と連携し、早急に取り組む必要がある課題を検討する。</p> <p>(対象) 小中学校養護教諭、学校教育課、生涯学習課等の関連課</p>	<p>連絡会議 年 1 回</p> <p>情報交換を随時実施</p>	継続	学校教育課 保健センター 生涯学習課

## (4) 歯を守る活動の充実

### 【現状と課題】

現在、2歳児歯科健診のほか、5カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診時においても歯科健診及び歯科保健指導を行っているところです。歯科健康教育や相談の機会をより多く設けることで、保護者に対し、歯科保健の重要性や日常における注意点を気づかせ、むし歯予防の工夫を促すきっかけとなっています。

本市の特徴として、3歳児でのむし歯罹患率が未だ高いことがあげられます。乳幼児期から望ましい食事や間食、口腔衛生等の生活習慣を獲得、実行することは、生涯に渡る健康への基本となります。このことから、適切な時期におけるフッ素塗布を含めた歯科指導や生活習慣に関する教育を行うことが必要となっています。

歯科のハイリスク児を持つ家庭は、歯磨きの問題だけでなく、食事やおやつの内容と食べ方、生活リズム等、日々の習慣に乱れのある場合が多いことから、特に、個々の習慣や成長に合わせたきめ細かなフォローや指導を行うことが必要となっています。



### 【今後の取り組み】

各乳幼児健診における歯科保健指導を強化し、むし歯罹患率の減少に努めます。

健診未受診者への勧奨や、健診等で把握したむし歯が多い子どもに対しての継続的な指導を強化します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
21	2歳児歯科健康診査	乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯予防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見および早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 (実施方針) フッ素塗布導入を検討する。 (対象) 2歳6カ月児	むし歯罹患率 26% むし歯罹患患者数 100名 むし歯罹患患者 平均本数 4本	むし歯罹患率 20% むし歯罹患患者数 80名 むし歯罹患患者 平均本数 3.5本	保健センター
22	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 (実施方針) 内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 (対象) 就学時の保護者	小学校 9校  延べ参加者数 450名	継続	保健センター

## (5)食育の推進

### 【現状と課題】

食事によって身体がつくれ、食事の質によって健康の質が変わることから、望ましい食生活を送ることができる「正しい食」の知識や能力を、幼児期から身につけることが必要となっています。

現在、各種健康診査における栄養指導のほか、3歳児健診時には食に関する調査とその結果に基づいた「バランス診断表」を作成し、栄養指導をしています。子どもの食事状況を親がその場で確認でき、栄養指導に効果が現れています。

学校や保育所等の施設においては、給食や教科指導においてバランスのとれた食事の重要性や望ましい生活習慣を身につける必要性を指導しています。

アンケートによると、妊娠中の食生活に特に気を使っていない人が、1割弱となっています。また、子どもの好き嫌いに対して特に何もしていない乳幼児の保護者も、1割弱となっており、妊娠期から乳幼児の発達段階に応じた食や、栄養についての指導を行うことが必要となっています。



### 【今後の取り組み】

離乳食教室を始め、各種相談事業・教育事業・健康診査における保護者への食や栄養指導の機会を充実します。

親子料理教室や学校における調理実習、給食等の機会を利用し、望ましい食習慣を身につける指導を行います。

栄養教諭制度を活用し、食育を促進します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
23	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 (実施方針)平成 17 年より実施する。 (対象)前期 4ヶ月の乳児を持つ親 後期 7ヶ月の乳児を持つ親	未実施	(17 年度開始) 前期 4 回 後期 4 回 (計 8 回)	保健センター
24	3 歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 (対象)3 歳児健診受診者	年 12 回	継続	保健センター
25	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理を通した親子の共同体験を目的とする。 (実施方針)食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう、体制づくりを進める。 (対象)小学生の親子	年 3 回 親 43 人 子ども 67 人 延べ 110 人	保健センター2 回 他施設 3 回 (計 5 回 )	保健センター
26	保育所給食による食育の推進	保育所においては、その発達段階に応じ、食事の大切さ楽しさ、マナー等を指導し理解させる。  (実施方針)市内全保育所で定めた食育全体目標に沿って実施する。 (対象者)保育所入所児童	クッキング保育 8 箇所  野菜の栽培収穫 10 箇所  給食だより 9 箇所	クッキング保育 11 箇所  野菜の栽培収穫 11 箇所  給食だより 11 箇所	社会福祉課
27	学校における食に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。	教科指導 実施	継続	指導課 給食センター

## (6)障害のある子の療育体制の整備

### 【現状と課題】

早期療育の視点から障害児に関する施策の実施・充実に努めているところです。  
 発達障害児支援として通園施設「あすなる教室」への助成を行っています。  
 障害児の保育については、市内全保育園で受け入れが可能となっています。  
 学童クラブにおける障害児の受け入れは、状況に応じて実施しています。

### 【今後の取り組み】

障害児に関する施策の充実に努めます。  
 「あすなる教室」の充実のため、助成を行います。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
28	発達障害児支援 (あすなる教室)	心身に障害をもった子どもの日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導をおこなっているあすなる教室に補助金を交付する。 (実施方針) 市外の同内容の事業を行う事業所を結城市内児童が利用する場合も支援ができる体制づくりを図る。 (対象) あすなる教室	実施	継続	社会福祉課
29	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所への受入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長します。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 (実施方針) 市内の保育所すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 (対象) 市内全保育所(園)	全保育所(園)	継続	社会福祉課
30	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。(所得制限あり)	実施	継続	社会福祉課
31	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 (実施方針) 各小中学校を通じてPRを実施する。 (対象) 小学生・中学生	実施	継続	社会福祉課
32	障害児一時預かり事業	障害のある中高生を事業所等で、親が仕事からもどってくるまでの短期間預かる事業 (対象) 障害のある中学生・高校生	未実施	検討	社会福祉課

## (7)小児医療の充実

### 【現状と課題】

市内の小児科は、15 医療機関となっています。

アンケートで最も望まれていた休日・夜間対応の小児救急医療に関しては、筑波メディカルセンター病院で、平成 16 年 8 月 1 日より実施しています。

アンケートによると、かかりつけ医のいる割合は、未就学児童で 92.4%、小学生児童で 88% となっています。



### 【今後の取り組み】

健診等において、日常的な健康管理、専門機関への紹介等を行う「かかりつけ医」の重要性に関する普及啓発を図ります。

休日・夜間小児救急医療体制について、情報提供を行います。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
33	小児救急医療体制の整備充実	休日及び夜間における小児救急患者の医療を確保する。 夜間 365 日 午後 6 時から午後 10 時まで (受付は午後 9 時まで) 日曜・祝日・年末年始 午前 9 時から午後 5 時まで (対象) 市内全域の小児	実施	継続	保健センター
34	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と(財)茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24 時間体制で一般県民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 (実施方針) 広報に努める。 (対象) 一般県民	実施	継続	保健センター
35	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。	かかりつけ医のいる割合  未就学児童: 92.4% 小学生: 88%	かかりつけ医のいる割合  割合の向上	保健センター

## 2 思春期保健対策の充実

### (1)成長期における健康づくり

#### 【現状と課題】

喫煙については、中学生で1割弱、高校生になると2割が経験をしています。喫煙が身体に与える影響について、小学校5・6年生に対し啓発教育を行っています。

飲酒については、中学生で2割強、高校生では半数以上が経験をしています。飲酒が身体に与える影響について、学校において必要な知識を指導しています。

タバコ、飲酒、シンナー等の薬物防止等については、薬物乱用防止教室を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」において実施し、さらに、「総合的な学習の時間」等の中での学習活動を行っています。

アンケートでは、タバコ、飲酒、シンナー、薬物に関する知識は理解している割合が9割以上と高くなっています。

ダイエットの経験については、中学1年生では1割ですが、学年が高くなるにつれ、その割合が高くなり、高校3年生では約3割となっています。

身体と精神の著しく発達する時期において、自らの健康をつくる能力の育成が一層必要です。

#### 【今後の取り組み】

学校における思春期保健事業を、関係機関と協力・連携して実施していきます。

#### 【具体的施策・事業】 =新規事業 =重点プロジェクト =拡大する事業 \* =平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
36	喫煙対策事業	無煙世代が現れることを目的に、タバコを吸わないことの価値観を啓発する。 (実施方針)保護者の積極的参加を促すよう、学校へ働きかける。 (対象)児童・生徒及び保護者、教職員など	全小学校  パンフ配布 5・6年生	全小学校  パンフ配布 4年生まで 拡大	保健センター
37	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等への薬物乱用防止教室を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等のなかで学習活動を行う。 (実施方針)積極的に推進していく。 (対象)小学生・中学生	全小・中学校 (年間指導計画に基づき実施)	継続	指導課 保健センター
38	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育(健康教育)の推進、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 (実施方針)平成16年度末までに学校敷地内禁煙の徹底を図る。 (対象)小学校・中学校	全小・中学校	(平成16年度末)完全実施	指導課 学校教育課



## (2)母体・生命尊厳意識の育成

### 【現状と課題】

10代の妊婦は、同年代の友人の生活との大きな違いに不満や不安を訴える人や、不摂生な生活をおくっている人もあり、妊娠するという事について予め知識を得ておくことが必要です。

アンケートによると、性感染症や避妊についての知識は、タバコや飲酒についての知識より乏しいものとなっています。

10代での望まない妊娠を減らすとともに、性感染症についても啓発することが必要です。少子化の影響や地域での人間関係の希薄化に伴い、異年齢との交流する機会が少なくなっています。



### 【今後の取り組み】

性教育を通して母体・生命の尊厳について伝え、女子生徒・男子生徒ともに自分の望む時期に妊娠・出産・育児をするという認識を持てるよう支援します。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
39	性教育事業	体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。 (実施方針) 養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性教育を積極的に進めていく。 (対象) 小学校、中学校	年間指導計画に基づいた実施	継続	指導課 保健センター
40	異年齢児交流等事業 (保育所地域活動事業)	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 (実施方針) 小中学生を中心に、保育所(園)の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 (対象) 小学生・中学生(・高校生)	実施保育所(園) 3か所*	実施保育所(園) 8か所	社会福祉課

### 3 児童虐待を防止する

#### (1) 早期発見・早期対応・ケア体制の整備

##### 【現状と課題】

全国的に相次いで児童への虐待事件が発生しています。

結城市福祉事務所において通告されている虐待のおそれがあるとの相談件数は、平成 15 年度が 7 人、平成 16 年 11 月末で 12 人となっており、増加の傾向にあります。平成 16 年度の虐待については、身体的虐待 5 件、ネグレクト 4 件、心理的虐待 3 件といった内容です。

未就学児童の保護者の 3 割は、虐待をしているのではないかと思う経験をしています。

未就学児童の保護者の 3 割は、子育てについて、よくイライラしていると回答しており、虐待の予防として、育児負担の軽減と、心のケアをしていくことが必要となっています。

児童虐待については、各種相談業務での情報の収集や、保健センターや保育所、学校また児童相談所等と連携を取りながら早期発見に努め、早期対応していくことが重要です。

##### 【今後の取り組み】

早期発見・早期対応体制の整備に向けて、児童虐待防止ネットワークを早期に設置し、児童虐待の防止に向けて活動をします。

「児童虐待の防止等に関する法律」「子どもの権利条約」の内容について、普及啓発を推進します。

児童虐待の予防として、相談業務を充実していきます。

##### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
41	児童虐待防止ネットワーク	保健・福祉・教育をはじめとする関係機関と連携したネットワークを構築する。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワーク会議の下に緊急時ケース検討会ができる組織を構築する。 (対象) 関係者・関係各課	未実施	(平成 17 年) 実施	社会福祉課
42	児童虐待防止ネットワーク会議(ケア体制の構築:実務者会議)	虐待を発見しやすい立場にいる関係者間で連携して会議を開催する。 (実施方針) 虐待が見られなくなった後の見守り、支援の体制を構築する。 (対象) 関係者	未実施	実施	社会福祉課 指導課 保健センター 生涯学習課
43	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 (実施方針) 人員、相談員の増員を図る。業務の周知を図る。 (対象) 児童(0~18 歳)に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	相談員 2 名  相談件数 237 件*	継続	社会福祉課
44	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 (実施方針) 子育てに関する意識啓発事業として、定期的を開催していく。 (対象) 市民	不定期に開催	定期的に開催	社会福祉課

## (2)市民への「子ども虐待」についての理解の促進

### 【現状と課題】

虐待のほとんどが家庭内で行われ、顕在化しにくいいため、地域社会や関係機関による発見通告が重要となります。

児童虐待防止の啓発は、子育て・子育てがしやすい地域づくりのために、「子どもの最善の利益」を尊重し、実現する立場から進めることが必要です。このために家庭をはじめ、施設や学校、地域に「児童虐待の防止等に関する法律」や「子どもの権利条約」の内容を普及させていくことが重要となっています。

アンケートによると「児童虐待の防止等に関する法律」について内容まで知っている保護者が約15%にとどまり、多く人が内容を把握していませんでした。広報、ホームページ等、あらゆる媒体を活用して、市民にわかりやすく、周知していくことが必要となっています。

### 【今後の取り組み】

市広報などあらゆる媒体を活用して、市民への「通告義務」の周知を図ります。

児童虐待予防の観点から、関係者や市民に虐待の研修会や講演会などを実施します。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
45	市民の「通告義務」の周知	結城市お知らせ版等による児童虐待通告義務の周知を図る。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワーク会議において周知方法等を決定する。 (対象) 市民	実施	継続	社会福祉課
46	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワーク会議において周知方法等を決定する。 (対象) 市民	「結城市お知らせ版」掲載回数不定期	ホームページに常時掲載	社会福祉課
47	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワークにより方針を決定する。 (対象) 関係者および市民	不定期に開催 (平成15年度1回)	最低年1回	社会福祉課

## 4 子どもの生命の安全を守る

### (1)交通事故から子どもを守る

#### 【現状と課題】

園児・幼児対象の交通安全教育については、結城警察署との連携を図り、腹話術及び人形劇による交通安全指導を行なっています。また、幼児・園児向けにビデオや紙しばい等の貸出を行っています。

市内小・中学校及び養護学校については、結城警察署による講話並びに結城市交通安全母の会連合会によるダミー人形による衝突実験、自転車の乗り方及び横断歩道の正しい渡り方といった具体的な指導を行っています。

交通安全教育については、子どもたちへの指導だけではなく、保護者への指導も行い、家族ぐるみ、地域ぐるみで交通事故の撲滅を図っていくことが求められています。

通学路の安全確認については、毎年4月の時点で交通安全母の会に依頼し市内全域の通学路の点検を実施し、毎年1校を選定し、通学路の整備を行っています。



#### 【今後の取り組み】

子どもたちと保護者に対して、交通安全教育と指導を一層充実します。

ドライバーと事業所に対して、安全運転の徹底を要請します。

チャイルドシートの着用について、正しい使用法の啓発を行います。

道路危険箇所マップの作成を行い、地域交通環境の安全確保に努めます。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
48	交通安全教育	実践的指導を行なうことで、交通事故を未然に防止し、園児・幼児・児童・生徒の交通ルールとマナーを身に付け交通安全に対する意識高揚を図る。 (実施方針) 直接指導者となる保護者にも指導をし、家族ぐるみ・地域ぐるみで、交通安全の事故撲滅を図る。 (対象) 園児・幼児・児童・生徒	対象者 3歳以上の全園児 全小中学校 養護学校	継続	防災交通課
49	通学路安全点検	通学路の点検結果をもとに、県土木事務所・市(土木課・学校教育課)・警察署・母の会・安全協会を中心に通学路安全点検会を開催し、整備を図ることにより安全な通学路を目指す。 (実施方針) 各小学校独自で通学路の整備・見直し・点検を実施できるように事業を展開していきたい。 (対象) 毎年1校を選定して実施	毎年1校	継続	防災交通課 学校教育課
50	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路となっている箇所において、各自治会長から申請のあった箇所について交通安全施設通学路街路灯の設置工事及び修繕・防犯灯の設置の調整を図る。 (実施方針) 各自治会と相互協力を図りながら交通安全を推進していく。 (対象) 市内全域	実施	継続	防災交通課
51	交通安全対策事業	パンフレット及び啓蒙品等を配布し、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 (対象) 各交通関係機関団体	交通安全運動 年4回	継続	防災交通課
52	事業所等への安全運転徹底の要請	各種広報資料・広報用品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。また、優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を強化する。 (対象) 各交通関係機関団体	交通安全運動 年4回	継続	防災交通課
53	チャイルドシートの貸与と購入費補助	チャイルドシート貸出と購入費の補助を行なうことで、経済的負担の軽減を図り安全を願うとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりをすすめる。 (実施方針) チャイルドシートの重要性の認識が低いため、使用効果及び使用方法の普及啓発活動を展開する。 (対象) 6歳未満の乳幼児の保護者	実施	継続	防災交通課
54	親子三世代交通安全ヒヤリマップ (道路危険箇所マップ)	歩行者・自転車・自動車それぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所について点検、地図を作成する。 (実施方針) 子どもの目から見た点検を追加する。 (対象) 全市民	高齢者を対象としたマップの作成	親子三世代を対象としたマップの作成	防災交通課

## (2)犯罪から子どもを守る地域づくりの推進

### 【現状と課題】

全国的に子どもを狙った凶悪犯罪が多発していることから、警察署等関係機関と連携を図り、教職員、保護者、児童を対象として、不審者侵入時の対応訓練や、声をかけられたときの対処方法などの講習を実施しています。

現在、地域が協力して、子どもたちを事件や事故から守るため、緊急避難家庭「子どもを守る110番の家」を設置しています。平成16年4月現在、登録件数は768件となっています。平成13年度には、小学生の児童・保護者にアンケートと聞き取りを行い、犯罪の危険場所を写真入で示した、小学校区別の「子育て環境マップ」を作成し、各小中学校及び警察、庁内関係各課に配布しました。

今後は、地域ぐるみで子どもの安全確保や防犯活動を充実させて犯罪を未然に防ぎ、本市から子どもの被害者は一人も出さない地域づくりを図っていくことが必要となっています。

### 【今後の取り組み】

「子どもを守る110番の家」の登録を推進し、子どもの緊急避難及び保護、関係機関への連絡体制を充実します。

学校等への不審者進入時の対応、「子どもを守る110番の家」への避難、110番通報など結城警察署等の協力で引き続き実施します。

子育て環境マップの更新、防犯パトロール等、住民の防犯意識の高揚と地域や施設の安全確保に努めます。

青少年育成団体や更生保護団体等と協力し、明るい地域づくりに努めます。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
55	「子どもを守る 110 番の家」の登録推進	「子どもを守る 110 番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備え、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。 (実施方針) 通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、啓発や広報を行っていく。 (対象) 事件が発生したとき対応できるよう、昼間に大人がいる家庭で引き受け家庭として適当であると認められるもの	平成 16 年 4 月 末現在 768 軒	継続	生涯学習課
56	子育て環境マップ	子育て環境マップの作成活動をとおり、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 (実施方針) 各課・各機関で個別に作成しているマップを統合して、より使いやすいものとする。 (対象) 関係各課・関係機関・保護者	平成 13 年度に 作成	各学校において作成	社会福祉課 学校教育課
57	防犯パトロール	住民が自主的に地域パトロールを行う場合の自動車に青色回転灯を装備し、犯罪の抑止を図る。 (実施方針) 制度の普及啓発に努める。 (対象) 自主防犯団体	未実施	(平成 17 年度) 実施	防災交通課
58	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新 1 年生に防犯ブザーを配布する。 (対象者) 小学校新 1 年生	小学校新 1 年生に配布	継続	学校教育課
59	関係団体活動への支援	青少年育成関係団体等への支援を実施し、相互に協力し健全な地域の環境づくりを図る。	実施	継続	生涯学習課

## 基本目標 2 子どもの遊びと学びを豊かにする

---

### 1 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する

#### (1)教育環境の整備

##### 【現状と課題】

本市の恵まれた自然や歴史、文化、伝統などの地域環境を生かしながら、学校、家庭、地域が一体となって、個性と心豊かな子どもの育成に努めているところです。

確かな学力の向上に向けて、TT(チームティーチング)や少人数指導での指導を充実させ、習熟度に応じた学習を積極的に行っています。また情報教育、ALT(外国人英語指導助手)を活用した国際理解教育など、時代の要請にあった教育を推進しています。

LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対しては、知的障害学級を小学校6校、中学校3校に、情緒障害学級を小中学校13校全校、ことばの学級を2校設置し、支援を行っています。

中学校3校にはスクールカウンセラーを配置し、生徒の心のサポートを行っています。

学校評議員制度を導入し、開かれた学校づくりを進めています。また、外部評価等を導入して、学校の説明責任と結果責任を果たすことに努めています。

いじめや不登校児童への対応については、平成7年度より不応教室「フレンドゆうの木」を開設し相談事業を行っています。児童生徒数に対する不登校の割合を見ると、小学校においては県内83市町村中72位ですが、中学校では、83市町村中18位と高くなっており、心のケアを行う体制の充実が必要となっています。

##### 【今後の取り組み】

家庭と学校が連携し、児童生徒一人ひとりに適切な指導を行い、生きる力を身につける教育を推進します。

開かれた学校、特色ある学校づくりを進めます。

児童・生徒の心のケア、「心の居場所」づくりに努めます。

---

茨城県社会生活統計指標(地域別・市町村別個別指標値)(平成16年3月)

---



【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
60	TT 配置事業	一人ひとりにきめ細かな指導を行うため非常勤講師を配置する。 (実施方針) 小学校及び中学校の 35 人を超える学級に非常勤講師を配置し、きめ細かな指導に努める。 (対象) 小学生・中学生	非常勤講師 16 名	継続	学校教育課 指導課
61	特別支援教育事業	学校においてこれまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかった LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対してその一人ひとりのニーズにあった支援を行う。 (実施方針) 県の養護学校と連携を図りつつ、各学校における障害のある児童・生徒に対して効果的な支援体制の確立を図る。 (対象) 小学生・中学生	知的障害学級 小学校に 6 校 中学校に 3 校  情緒障害学級 小中学校全校  ことばの学級 2 校	学校の実態に 応じて配置	学校教育課 指導課
62	学校施設の整備 (定期的な安全点検)	学校内における児童生徒の安全確保のため、小中学校の施設の安全点検を実施する。 (実施方針) 児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、継続的に老朽箇所を改修し、順次耐震構造に整備する。 (対象) 市内小中学校の施設	実施	継続	学校教育課
63	学校評議員制度	家庭や地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。 (実施方針) 当該学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するものの中から校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 (対象) 小学校・中学校	開催回数 年 3 回	継続	学校教育課 指導課
64	スクールカウンセラーの配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため中学校にスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。 (実施方針) スクールカウンセラーの 3 校への配置及びスクールソーシャルワーカーとの連携につとめ、中学校での生徒指導体制の援助となるように努める。 (対象) 中学校	市内 3 中学校 にカウンセラー を配置	継続	指導課
65	フレンドゆうの木	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 (実施方針) 不登校生徒が通いやすい環境を整える。 (対象) 小学生・中学生、保護者	相談員 2 名  相談員助手 1 名	継続	指導課

## (2)学校と地域の連携による豊かな心の育成

### 【現状と課題】

自然にふれあう機会については、総合学習における栽培活動のほか、本市の中核的農業後継者組織である JA 北つくば結城青年部が、小学生を対象に農産物の収穫体験を行っています。郷土文化や歴史にふれる活動については、郷土めぐりやカルタを利用した活動を中心にして実施しています。

この他、地域ぐるみで実施する盆踊り大会への参加により、地域との交流を進めています。

### 【今後の取り組み】

野外活動・体験活動を推進し、また農業体験等の充実を図り、自然とふれあう機会をふやします。

郷土文化や歴史にふれる活動を推進します。(民謡や民舞などを教材に取り入れ、子どもたちが日本の伝統芸能を受け継いでいく活動を推進します。)

学校と地域の連携を強化し、地域の専門家の育成と授業への活用、高齢者施設との交流など、体験活動の充実を図ります。

盆踊り大会を地域や世代間が交流する場と位置づけ、団体ごとの積極的な参加を推進します。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
66	地域子ども教室推進事業(玉岡ふれあいスクール)	結城小学校を活動拠点に、当校の児童を対象に子ども達の居場所を設け、週1回の放課後(午後4時~6時)や月1回の土曜日(4時間)に、地域の大人、退職職員、大学生、社会教育関係団体関係者等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行う。 (実施方針)指導者を養成し、他の学校を拠点とした地域子ども教室を開設し、子どもの安全な居場所づくりをめざす。 (対象)結城小学校の児童(登録者)	結城小学校 児童 31 名  年 37 回	他小学校に 拡大  年 30~40 回	生涯学習課
67	「総合的な学習」推進事業	総合的な学習の時間や理科をとおして、自然環境の学習やミニトマト・稲づくりなどの栽培活動を体験的に行うことで、「ゆたかな心」を育む。 (実施方針)栽培活動を体験する場所を確保する。 (対象)児童・生徒	全校で実施	継続	指導課
68	「夏の体験学習」(農業後継者育成対策事業)	野菜、花き等の収穫及びトラクター同乗等を体験する。 (実施方針)農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 (対象)市内及びJA北つくば管内の小学生と保護者	30 家族 年 1 回	継続	農政課

69	「消費者合同研修会」 (農業後継者育成対策事業)	サツマイモの収穫を体験する。 (実施方針) 農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 (対象) 市内園児	年 1 回	継続	農政課
70	ふるさと再発見事業	郷土に対する理解を深め、さまざまな交流体験をととして、心豊かな子どもたちを育成する。 ・わくわくキャンプ:子どもたちの生活体験や自然体験の充実と友達との触れ合い等の機会を提供する。 ・結城郷土かるた取り大会:結城郷土かるたの普及と郷土理解及び地域間交流の促進 ・かるたのふる里探検隊:郷土かるたに描かれている名所・旧跡めぐり (実施方針) 異年齢集団における遊びを中心とした活動を企画していく。 (対象) 小中学生及び指導者・育成者	わくわく キャンプ 20 名  結城郷土かる た取り大会 個人 120 名 団体 11 チーム  かるたの ふる里探検隊 44 名(親子、 祖父母)*	継続	生涯学習課
71	ふるさと探検隊	子どもたちに休日を利用した多様な体験活動に参加する機会を提供し、豊かな活動、異年齢交流などをととして、自主性、社会性、協調性を培うことを目的に、地域の歴史や自然、産業などに関する体験学習を開催する。具体的には、施設見学、天体観測、藍染体験、スポーツ体験、そばづくり、市内散歩、人権学習などを実施している。 (実施方針) 将来的には、地域子ども教室の拡充を図って、この事業を地域子ども教室推進事業で包括的に推進したい。 (対象) 小学 4 年生～6 年生	隊員 15 名  実施 年 7 回	地域子ども教室 におけるの 事業継続	生涯学習課
72	学校支援ボランティア 活動推進事業	児童生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や養護学校等の交流を図る (実施方針) 老人ホーム等の施設や、養護学校との連携を図る。 (対象) 児童・生徒	全校で実施	継続	指導課
73	三世代交流事業	高齢者と子どもの交流をととして、昔の生活、文化、習慣を次世代に継承する。 昔遊び(竹馬、竹とんぼ等) (対象) 高齢者と小学生	1 か所/年	3 か所/年	介護福祉課
74	地域コミュニティ運営事業参加者と市内保育園 園児による七夕祭	園児との交流を通して、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持を図る。 七夕祭郷土芸能・園児合唱・食事会 (対象) 地域コミュニティ運営事業参加者と 保育園児	年 1 回	継続	介護福祉課
75	結城盆踊り大会開催事業	盆踊りをととして、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 (実施方針) 子供会、幼稚園の参加の増加を目標に、踊り手募集 PR 等を積極的に行う。 (対象) 保育・幼稚園、子ども会、市民団体	年 1 回 参加 19 団体 810 人 うち子ども会 2 団体 幼稚園 1 園	子ども会の 参加増加	商工観光課

### (3)遊ぶ場・学ぶ場の整備を推進する

#### 【現状と課題】

子ども数の減少により、子ども同士の遊びを通じての友達関係の形成や、社会性を培う機会が減少しています。また地域における人間関係の希薄化により、子どもが安心して集い、自由に活動できる安全な居場所・遊び場が不足しています。

アンケートによると、遊び場に関しては『雨の日に遊べる場所がない』『近くに遊び場がない』とする回答が高くなっています。雨の日の遊び場所については、エンゼルプラン策定時のアンケートでも要望として最も高い項目であり、児童館の設置とともに本市における遊び場についての大きな課題でもあります。

「自主・自助」のまちづくりを目指す本市においては、児童期からの地域における人間関係づくりが特に大切であることを踏まえ、「子どもの居場所づくり」を推進することが必要となっています。



#### 【今後の取り組み】

児童館については、既存施設や市民参加の運営を基本として設置します。

気軽に集える身近な公園の整備を推進します。

子どもたちの学びを支える図書館の充実及び学校図書館の整備を推進します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
76	児童館の設置	児童を養育している保護者の支援及び児童の健全育成に必要な措置を実施するため児童館の整備を実施する。 (実施方針) 既存施設等の活用を考慮し児童館を設置する。 (対象者) 児童及びその保護者	未設置	1 箇所	社会福祉課
77	子どもや地域のアイデアを活かした児童館の運営	児童の健全育成とともに、ボランティア活動の育成助長及び指導者を養成する目的で児童館を運営する。 (実施方針) ボランティアによる自由な運営(公設民営)を中心に検討を行う。 (対象者) 全市民	未実施	検討	社会福祉課
78	都市公園整備事業 (街区公園)	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 (実施方針) 年に 2 か所ずつ整備していく。 (対象) 区画整理事業地内の街区公園 南部地区:14 か所 北西部地区:8 か所	南部 3 箇所  北西部 未整備	南部 全箇所  北西部 1~2 箇所	都市計画課
79	公園の維持管理運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して使用できる公園を目指す。 (実施方針) 公園愛護協会やボランティアの協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 (対象) 公共施設管理公社の管理する営造物公園(都市公園 25 箇所、その他の公園 30 箇所)	公園愛護協会 30 団体  地域住民のボランティアによる維持管理運営の実施	継続	都市計画課
80	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆうき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 (実施方針) 各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書の整理ならびにゆうき図書館との連携・連絡の端緒を開く。また、各学校児童に図書館に親しみ感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 (対象者) 市内小中学校生全員	学校司書数 0 人	各小中学校 完全配備	学校教育課 図書館

## 2 スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する

### (1)スポーツ活動の充実

#### 【現状と課題】

健康やスポーツに対する意識の変化に伴い、子どもから高齢者までいつでも気軽に仲間と楽しく健康づくりを目指すことのできる、事業を展開しているところです。

学校においては、授業や部活動でのスポーツのほか、放課後や土曜日・休日にスポーツ少年団の活動を行っています。

アンケートによると、小学生の保護者は、半数が今後子どもをスポーツ活動に参加させたいと回答しており、機会の充実を図っていくことが望まれています。



#### 【今後の取り組み】

球技大会やスポーツ・レクリエーションなどの参加の支援に努めます。

市民の交流機会として、スポーツ大会やレクリエーション祭りの開催を行います。

新たなニュースポーツ等の普及推進を図ります。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

(スポーツライフ推進事業)

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
81	北関東中学校野球大会	青少年の健全育成と軟式野球の普及・発展を図る。 参加中学校91校(茨城県58校・栃木県33校)によるトーナメント戦 (対象)中学生(茨城県58校・栃木県33校)	年1回	継続	社会体育課
82	中学生男女・バレーボール・ソフトテニス・卓球・男子サッカー大会	結城市近隣中学校の参加を得て開催することにより、各種スポーツの普及・発展と中学校生徒の精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と近隣中学校の親睦を図る。 ・茨栃中学校女子バレーボール大会 ・近県中学校ソフトテニス結城大会 ・近県中学校卓球結城大会 ・近隣中学校男子サッカー結城大会 ・近隣中学校男子バレーボール結城大会 (対象)県西地区および近隣(栃木県)中学校	年1回	継続	社会体育課
83	結城シルクカップロードレース大会	青少年から高齢者まで参加者相互の親睦を深めると共に強健な体力と旺盛な気力を養い、スポーツの発展向上を図るオープン参加によるロードレース大会を開催する。 [種目]小学生1~3年親子ペア(2km)・小学生男女(2km)・中学生男女(3km)・一般男女(5km・10km) (実施方針)メイン会場として使用する陸上競技場及び進入口等の早期改修を図る。また参加人数の確保に努める。	年1回	継続	社会体育課
84	市民スポーツ・レクリエーション祭り	スポーツ・レクリエーションを楽しむ全市民が同時に集う祭りを開催し、市民の交流を図ると同時に楽しく健康づくりを目指す。 [種目]卓球・バドミントン・チャレンジゲーム・球速測定・スマイルボーリング・スポーツチャンバラ・エアロピクス・パークゴルフ・グラウンドゴルフ・ターゲットパードゴルフ・ウオークラリー・ソフトテニス等 (対象)子どもから高齢者まで、全市民	年1回	継続	社会体育課
85	ニュースポーツの普及推進	ニュースポーツを紹介しその普及、推進を図る。 (実施方針)体育指導員を中心としたニュースポーツの普及を推進する。 (対象)子どもから高齢者まで	開催回数不定期	継続	社会体育課
86	わんぱく親子スキー教室	初心者から中級者程度をクラス分けし、体育指導委員によるスキー技術習得・向上を目指す。 (対象)小学3年生以上の親子(子どものみの参加も可)	年1回	継続	社会体育課

## (2)レクリエーション・文化活動・子ども会等自主的活動の充実

### 【現状と課題】

現在子ども会は、99 クラブ、会員数は 3,980 人、育成者は 965 人となっています。活動は、地域における異年齢児との触れ合い・集団活動などで、家庭や学校では得られない、貴重な体験をする機会となっています。

三世代が交流できる市民参加型のまつり「NOPPE」を開催しています。幼児から高齢者までが、発表の場として参加しており、三世代が一同に集い盛り上がりを見せています。

### 【今後の取り組み】

子ども会活動を支援します。

子どもたちの音楽・芸術活動等の成果を発表する場、地域と交流する場として、市民祭り「NOPPE」の開催を支援します。

市民の自主的活動を支援します。

市民祭り「NOPPE」を地域や世代間の交流を深める場と位置づけ、市民が出演者や観客として、積極的に参加するよう支援します。



【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
87	市民まつり NOPPE 開催事業	市民の手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認すると共に、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。 (実施方針)文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 (対象)全市民	年1回 2日間  参加者数 約25,000人	継続	商工観光課
88	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携とりながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。	子ども会数 99	活動の充実	生涯学習課

## 基本目標 3 家庭における子育てを支援する

---

### 1 家庭における「子育て力」を高める

#### (1) 情報提供・相談体制の充実

##### 【現状と課題】

核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化により、親から子、孫へと受け継がれてきたものが受け継がれなくなっており、家庭で子育てしている保護者は孤立してさまざまな不安や悩みを持ちながら子育てをしている状況にあります。

地域において子育て中の親同士が交流する機会も少なくなっており、子育てに関する情報の提供や相談体制の充実、親同士の交流機会の拡大などが必要となっています。

相談業務とサービス提供の連続性の確保が課題となっています。

##### 【今後の取り組み】

ホームページを活用した情報提供体制と相談体制の構築を進めます。

関係各課で行っている相談事業の充実とともに、児童委員やボランティアの研修を行い、資質の向上を図ります。

各種相談業務とサービス提供の連続性を強化するため、児童相談所や保健所等との連携を密接にするとともに、施設・学校など関係機関とのネットワークを充実していきます。

相談体制の充実及び適切なサービス提供のため、要保護児童地域対策協議会を設置します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
89	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 (実施方針) 子育て関連情報の統合化 (対象) すべての子育て中の保護者	未実施	実施	社会福祉課
90	メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 (実施方針) 相談体制を充実 (対象) すべての子育て中の保護者	未実施	実施	社会福祉課
91	子育て支援メールマガジンの発行	子育て関連イベントの情報を、メールマガジンで発信する。 (実施方針) メールを利用していない方・メールマガジンを購読しない方については、ゆうき図書館にて印刷物の閲覧を可能とする等、工夫をこらして情報の周知を行っていく。 (対象) すべての子育て中の保護者	未実施	実施	社会福祉課 図書館
92	健康相談	定例の「健康相談日」(毎月2回・2会場)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、保健センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 (実施方針) 育児支援の充実 (対象) 乳幼児とその保護者	相談日 保健センター 年間 24 回  山川出張所 年間 24 回  心の相談 年間 12 回	継続	保健センター
93	のびのび子育て相談事業	子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わり的重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。 ・5カ月児健診で親子遊びの紹介 ・予防接種会場で子育て相談 ・子育てサークル活動中の子育て相談 ・子育てだよりの作成 ・スキルアップのための研修 (実施方針) 事業のPRを図り、活動の安定と拡大を図る。 (対象) 乳幼児と保護者	相談員数 8 人  相談回数 22 回  健診での指導 12 回 (延べ 45 回)  のびのびだより 年 3 回	継続	保健センター
94	要保護児童地域対策協議会の設置	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、情報や考え方を共有し、関係機関の連携、協力の強化を図る。 (実施方針) 児童虐待ネットワークを発展させ、協議会の早期設置を目指す。また要保護児童に対する相談体制を整備する。 (対象) 関係団体	未実施	実施	社会福祉課

## (2)子育て支援体制の充実

### 【現状と課題】

乳幼児を持つ保護者の相談や交流の場を確保するため、保育所を中心とした「子育て広場」を実施しています。

母親の自主的な活動である子育てサークルは、活発に活動を展開しています。母親の子育て力の育成とともに、子ども同士の交流の機会も図られています。母親同士のネットワーク形成の機会となっています。

ボランティアにより地域の子育て中の親子の居場所、子育て仲間との出会いの場、子育て情報収集の場としてエンジョイ・プレイルームを実施しています。親同士の話し合いを基本的に柔軟な運営をしており、回を重ねるごとに参加者が増えて、平成16年より公民館でも開催しています。

学校・地域・家庭が互いに連携し、地域や家庭の教育力の強化と充実を図るため、学校・PTA・青少年育成市民会議（地域）が協力し、小学校単位で三世代が交流できる事業を行っています。

子育て支援の場については、地域子育て支援センターの新規開設を含め、子育て中の親子にとって利用しやすい「場」を提供していきます。



### 【今後の取り組み】

地域子育て支援センターを設置し、総合的に地域の子育て支援を推進します。

子育てサポーターの利用を促進し、地域の子育て力の強化に努めます。

子育てサークルや子育て支援講座など、保護者同士や地域との交流事業や子育ての学習の機会を充実します。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業      = 重点プロジェクト      = 拡大する事業      \* = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
95	地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 (対象) 就学前及び未就園児を持つ保護者	未実施	(平成17年度) 実施	社会福祉課
96	子育て広場	乳幼児の親子が集い、相談や交流ができる「子育て広場」を設置し、保護者の育児不安の解消と子どもの健やかな成長を図ることにより、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。 (対象) 就学前児童のいる保護者	実施	地域子育て支援センターへ移行	社会福祉課

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
97	子育てサポーター事業	育児の手助けができる人(協力会員)と、育児の手助けが必要な人(依頼会員)を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協力会員を紹介する。 (実施方針)ファミリーサポートセンター事業に移行していくため、利用会員数の増加を図っていく。利用料金の負担軽減について検討を行う。 (対象)市民	利用会員数 11人 延 126人 登録会員数 46人 利用時間数 446時間	ファミリーサポートセンター事業への移行	社会福祉課
98	子育てサークル育成支援事業	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、保護者の育児力を向上させる。さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。 (実施方針)グループ・リーダーの保護者の力量アップに向けて支援を行っていく。 (対象)0歳～未就園児親子	3グループ 活動年 90回 延べ参加人数 2,700人 リーダー数 26人	継続	保健センター
99	つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが集い、交流を図ることや、ボランティアによる育児相談等行う場を地域に設置し、子育て環境の整備を図る。 (実施方針)ボランティアの活用を図り、子育ての負担軽減を図る。	未実施	検討	社会福祉課
100	街角すこやかルーム整備事業	既存の空き施設を利用して、子どもの一時預かり施設を地域に設ける。 (実施方針)ボランティアを協力を得て一時預かり事業の実施。 (対象)児童及び保護者	未実施	検討	社会福祉課
101	家庭教育学級	家庭教育力の向上のため、親の家庭での在り方について学習し、現在にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となってその実態に応じて、年6回程度の学習計画を立て、計画に基づいた学習を実施する。 各学級生がお互いに協力しながら、学習の運営をし、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。 (実施方針)マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。 (対象)市内幼稚園・小中学校に通園・通学している子どもをもつ親	学級数 計 30学級 年 6～7回	継続	生涯学習課
102	三世代交流 (親子体験教室)	親子(祖父母・孫)がともに参加でき、共通の体験・感動をとおして世代間の交流を深めることにより、地域及び家庭の養育力の向上を図る。 (実施方針)地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 (対象)学校・地域・家庭	各子ども会 育成会 8支部 小学校 9校  参加者 4,209名	継続	生涯学習課
103	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさん仲間と交流し、悩みを話したり情報を交換し、楽しい一時を託児付き講座や子育て応援広場で心身ともりフレッシュし、いきいき子育てを応援する。 (実施方針)ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自らが運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 (対象)子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	月 4回 (水曜日 :公民館) 月 2回 (第1・3月曜日 :城南コミュニティセンター)	継続	生涯学習課

## 2 子育て家庭への経済的支援

### (1) 医療費等の軽減

#### 【現状と課題】

乳幼児のいる家庭にとっては、子どもの医療費が家計を圧迫する要因の一つとなっています。疾病の早期発見・早期治療を進める環境づくりは、子どもの健康と成長にとって重要なことから、医療費の心配を軽減することが課題となっています。

#### 【今後の取り組み】

妊産婦・乳幼児医療費の助成に努めます。

ひとり親家庭及び障害児のいる家庭への医療費の助成に努めます。

#### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状	目標	担当課
104	少子化対策医療費助成事務事業	妊産婦、乳児、幼児(1、2歳児)医療福祉費受給者が医療機関に支払う外来一部負担金(医療機関1回500円、1ヶ月2回まで)を市が支援して支払いをする。また、3歳児の医療福祉費受給者が医療機関に支払う一部負担金(医療費の3割)を市が助成する。所得制限あり。 (対象)妊産婦、乳幼児(4歳未満)	対象年齢 4歳未満	対象年齢 就学前まで	保険年金課
105	妊産婦・乳幼児医療費軽減の実施	妊産婦、乳児(0歳児)、幼児(3歳児未満)の者またはその扶養義務者に対し医療機関ごとに1日500円、一ヶ月2回1000円を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。所得制限あり。 (対象)妊産婦、乳幼児(3歳未満)	対象年齢 3歳未満	対象年齢 就学前まで	保険年金課
106	母子家庭等医療費助成	母子家庭・父子家庭で18歳未満の児童を養育している者及びその児童あるいは20歳未満の高校在学者または障害児を養育している者に対し所得制限を設けて医療機関ごとに1日500円、一ヶ月2回1000円を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。	実施	継続	保険年金課
107	心身障害児通院等交通費助成	医療機関、機能回復訓練(結城市内)への通院、通所のタクシー代を支給する。 上限月額 5000円 (対象)以下の者で結城市に住民票があるもの 身体障害児1、2、3級 視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級 療育手帳 A、A	実施	継続	社会福祉課

## (2)子育てにかかる経済的負担の軽減

### 【現状と課題】

経済状況が厳しい中、子育てにかかる費用が家計を圧迫しており、こうした経済負担が少子化の一因ともいわれています。

アンケートでも、経済的負担感の軽減を望む声が最も多くなっており、経済的支援の充実が重要な課題となっています。

保育料については、国の基準との差額を市が支援することにより、保護者への負担を軽減しています。



### 【今後の取り組み】

就園・就学の学資金等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

家庭の生活の安定を図る児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当などを支給します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状	目標	担当課
108	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。 (対象) 幼稚園児の保護者	実施	継続	学校教育課
109	母子家庭等児童学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童 1 人につき月額 2,000 円を支給する。(所得制限あり) (実施方針) 父子家庭への PR を実施する。 (対象) 離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者。	実施	検討	社会福祉課
110	すこやか子育て奨励金の支給	結城市に 3 年以上居住し第 3 子以上を出産し、その後 1 年以上養育した人に子育て奨励金を支給する。 第 3 子 10 万円(結城市金券) 第 4 子以上 15 万円(結城市金券)	実施	検討	社会福祉課
111	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費(校外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 (対象) 小学校及び中学校の児童生徒	実施	継続	学校教育課
112	奨学基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。	実施	継続	学校教育課
113	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としている。所得制限あり。 支給額 第 1・2 子 月額 5,000 円 第 3 子以降月額 10,000 円 (対象) 小学 3 年生までの児童の養育者	実施	継続	社会福祉課
114	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減する目的とする。 (実施方針) 父子家庭への支援について考慮していく。 (対象) 父親がいない 18 歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	実施	継続	社会福祉課



No.	事業名等	概要	現状	目標	担当課
115	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当てを支給することにより、福祉の増進を図る。 (対象)日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	実施	継続	社会福祉課
116	在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当てを支給することにより、福祉の増進を図る。 (対象)身体障害者手帳の交付を受けた者又は知的の発達が遅れている常時介護を必要とする重度の障害児(20歳未満)	実施	継続	社会福祉課

## 基本目標 4 子育て支援施設及びサービスを充実する

---

### 1 保育所（園）を充実する

#### (1) 保育所（園）の充実

##### 【現状と課題】

市内には、公立保育所が3箇所、私立保育園が8箇所あります。

年々入所（園）希望者が増加しており、共働きの増加や家族状況の変化により、今後も入所（園）希望者が増加することが予測されます。

今後は、保育所（園）は、受け入れ体制および保育内容の充実とともに、児童虐待や食育等についても、必要な知識の習得を図るなど、保育サービスの質の向上が必要となっています。



##### 【今後の取り組み】

保育所定員の見直しや定員の弾力運用等により、受け入れ体制を強化します。

保育内容の充実や保育士の研修を行い、資質の向上を図り、保育サービスを充実します。

第三者委員会を設置することにより苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用を進めます。

公立私立保育所（園）が協力し、増加する保育に欠ける児童に対応します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
117	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (実施方針) 受け入れ体制を強化していく。 (対象) 保育所	公立 3 箇所 191 人 私立 8 箇所 764 人 計 955 人	公立 3 箇所 200 人 私立 8 箇所 845 人 計 1045 人	社会福祉課
118	保育内容と運営の充実	保育所保育指針に沿って児童の処遇を行う。 (実施方針) 保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図るように協議する。 (対象) 公立及び私立保育所	園長会議 (保育連絡会) 月 1 回以下	園長会議 (保育連絡会) 最低月 1 回	社会福祉課
119	保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 (実施方針) 保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 (対象) 保育士、調理師、栄養士	実施	継続	社会福祉課
120	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 (実施方針) 公立保育所への設置を進める。 (対象) 公立および私立保育所	全私立保育園 8 箇所	全保育所(園) 11 箇所	社会福祉課
121	保育所(園)情報の充実と公開  公立保育所のホームページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所(園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所(園)に備え付ける。 (実施方針) 市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 (対象) 保育所(園)の利用を希望する市民	パンフレットのみ	保育所ごとのホームページを作成	社会福祉課
122	老朽化した保育所の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築を行う。	老朽箇所の修繕	改修・改築の実施	社会福祉課

## (2)多様な保育需要に応えるサービスの充実

### 【現状と課題】

保護者の就業形態は、多様化しており、子育てと仕事の両立を可能とする、ニーズに応じた保育サービスを提供することが求められています。

子どもが病気でも休み辛い職場環境にいる保護者が多くいます。子育てにやさしい職場環境づくりと保育サービスの充実は次世代育成支援推進の両輪となることから、保育サービスの充実が求められています。

### 【今後の取り組み】

早朝出勤や残業など、勤務時間の長い保護者の就労に対応し、延長保育を促進します。

保護者の日曜・祝日の就労に対応するため、休日保育を促進します。

保護者側からのニーズを的確に把握し、一時保育、病後児保育等、新たな保育サービスが必要になる場合は、検討・対応していくこととします。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
123	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 (実施方針) ニーズに応じて対応していく。 (対象) 保育所(園)	全保育所(園)	継続	社会福祉課
124	延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長をおこなう。 (実施方針) すべての保育所の開所時間が7時から18時までになるようにしていく。 (対象) 保育所(園)	11 時間を超える 30分延長 3箇所 1時間延長 5箇所	1時間延長 10箇所 2時間延長 1箇所	社会福祉課
125	休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (対象) 保育所(園)	1箇所	3箇所	社会福祉課
126	保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、障害児の受け入れ等、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。 ・世代間交流事業 ・育児講座、子育て・仕事両立支援事業 ・小学校低学年児童の受け入れ事業 (実施方針) 低学年児童の受け入れに関しては、学童クラブで対応していく。 (対象) 保育所(園)	世代間交流 5箇所 異年齢児交流 3箇所 育児講座・両立支援 1箇所 低学年児童受け入れ 1箇所	世代間交流 8箇所 異年齢児交流 8箇所 育児講座・両立支援 3箇所	社会福祉課
127	一時保育	普段は家庭で児童を養育している保護者の病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所において保育をおこなう。 (実施方針) ニーズを考慮して検討を行う。 (対象) 保育所(園)	未実施	2箇所	社会福祉課
128	病後児保育	病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かったり(施設型)、病児宅や保育者宅等で預かる。 (実施方針) ニーズを考慮して検討を行う。 (対象) 保育所(園)	未実施	検討	社会福祉課

## 2 幼稚園を充実する

### (1) 幼稚園を充実する

#### 【現状と課題】

市内では公立幼稚園 1 箇所、私立幼稚園 3 箇所幼児教育を実施しています。

通常の教育時間の後、子どもを預かる「預かり保育」は、私立の 3 園が実施しています。

○幼児教育の専門機関としての機能を充実し、幼児教育の拠点として地域に開かれた幼稚園づくりが求められています。

○保護者の「親育ち」を支援する、交流や学習活動を進める必要があります。

公立私立幼稚園ともに、園内研修の充実に努め、指導力の向上を図っていきます。

#### 【今後の取り組み】

幼稚園の教育内容を「教育要領」に基づいて充実していきます。

保護者や地域との連携を強化していきます。

住民のニーズに応じた公立幼稚園の運営を推進します。

#### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
129	幼小交流事業	園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 (実施方針) 幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続をする。	幼小交流 実施校数 4 校	継続	学校教育課
130	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 (実施方針) 幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 (対象) 幼稚園保護者	3 世代交流や 未就園児との 交流、保護者 対象の学習会	継続	学校教育課
131	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 (実施方針) 親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 (対象) 園保護者・未就園児と保護者	実施	継続	学校教育課
132	幼稚園情報の提供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 (実施方針) 子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。	パンフレット	ホームページ の開設	学校教育課
133	研修の参加	必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 (実施方針) 研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。	実施	継続	学校教育課
134	幼稚園での「家庭教育学級」の充実	親としての資質向上の為、保護者同士の交流・学びあいを行い、園内・園外研修を実施する。 (実施方針) 体験の内容や方法を取り入れた講座開設を計画する。保護者全員の入級を目指し内容の見直しと啓発を行う。 (対象) 幼稚園保護者	公立実施	私立幼稚園の 実施を検討	生涯学習課

### 3 学童クラブを充実する

#### (1)学童クラブを充実する

##### 【現状と課題】

学童クラブは現在市内5か所で実施しています。

学童クラブの運営は、保護者とボランティアが「運営委員会」を組織して、小学校の空き教室を利用して実施しています。

核家族の増加、共働き世帯の増加により、学童クラブの需要が増加していますが、設置されていない学区があります。

##### 【今後の取り組み】

学童クラブの設置を促進します。

##### 【具体的施策・事業】 =新規事業 =重点プロジェクト =拡大する事業 \* =平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
135	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (実施方針)すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。 (対象)小学校1~3年生の児童	5箇所	9箇所	社会福祉課
136	学童クラブ実施方法の検討	学童クラブの設置に関し親の負担軽減を図るため、実施方法を検討する	未実施	検討	社会福祉課

## 基本目標 5 地域の子育て環境を豊かにする

### 1 「子育て」・「子育て」を支援する地域環境をつくる

#### (1) 子育て支援の輪を拡大する

##### 【現状と課題】

アンケートによれば、約 8 割の人が何らかの形で子育て支援や青少年健全育成に関わりたいと答えています。

そのための情報の入手や地域での理解促進等が求められています。

現在でも多くの市民が、地域で子育て支援に活躍していますが、今後さらに活躍の場が増えることが見込まれることから、活動の支援や人材の育成が課題となっています。

##### 【今後の取り組み】

「たまり場」の運営や相談（話し相手）に対応できる人材の育成に努めます。

子どもと子育て家庭を温かく見守る雰囲気醸成に努めます。

##### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
137	活動の場・機会の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報を様々な方法により提供する	未実施	実施	社会福祉課
138	ボランティア講習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとし携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。	未実施	実施	社会福祉課
139	児童委員との連携の強化	ボランティアと地域の担い手である児童委員との連携を強化する。 (実施方針) 情報の提供や共有化による連携の強化	実施	継続	社会福祉課

## (2)男女共同参画社会の構築

### 【現状と課題】

平成 16 年 11 月に男女共同参画都市宣言を行いました。

男女共同参画社会の理念は、まだ一部の市民にしか理解を得られない状況にあることから、地域や企業、幅広い年齢層に働きかけて、男性も巻き込んだ大きな動きになるよう、たまたゆプラン推進母体として活動する市民団体「ゆうき女性会議」と二人三脚で活動していくことが必要となっています。

男女共同参画推進については、若い世代の意見をいかに取り込むかが課題となっています。



### 【今後の取り組み】

平成 13 年度に策定した男女共同参画基本計画「たまたゆプラン」を推進します。

男女が互いに人権を尊重し個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会を目指し、学習会・講演会等を実施して、市民の啓発に取り組みます。



【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
140	ゆうき女性会議	たまたゆプランの進捗状況のチェック、男女共同に関する学習会の企画運営活動等により、市民と行政の協働によるプランの推進をする。 (実施方針) 活動の対象を既存の団体や組織にこだわらず、多くの市民に参画を拡大するためのネットワーク化を図る。 (対象) ゆうき女性会議会員	実施 会員数 47人	継続 会員数 増加	女性政策室
141	男女共同参画団体別学習会	男女共同参画について市民に広く理解を得るために、講師及び実践者が団体に向いてPR活動を行う。 (実施方針) 男性がいる団体など、より多くの団体を対象に開催し、広く市民にPRする。 (対象) 市内各団体	開催 年3回  対象 女性団体 3団体	開催 年4回  対象 男性がいる 団体	女性政策室
142	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の養成を目的として開催する。 (実施方針) 講義内容等を検討し、参加者の増加を図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とする。 (対象) 全市民	年1回	継続	女性政策室
143	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 (実施方針) テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケートとり、成果をチェックする。 (対象) 全市民	年1回	継続	女性政策室
144	たまたゆプランの推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基本に策定されたプランを推進する。 基本構想 平成14年度～平成22年度 組織体制 ・プラン推進委員会 ・庁内行政推進会議 ・庁内ワーキング会議 (実施方針) 社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。 (対象) 全市民	プラン進捗状況調査と推進	継続	女性政策室
145	男女共同参画関連の広報活動	広報、HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、市民にPR・啓発をする。 (実施方針) 市民にわかりやすい内容の記事で情報を提供する。連載記事等検討。 (対象) 全市民	「広報ゆうき」 毎月掲載 HP情報を掲載	継続	女性政策室

### (3)子どもと家族にやさしい環境の整備

#### 【現状と課題】

青少年健全育成の観点から、有害図書の自動販売機については、青少年育成結城市民会議の協力によって台数および設置場の把握に努めています。

酒やタバコについては、青少年に販売することがないように、コンビニエンスストア等に呼びかけています。

アンケートによると、トイレがオムツ替えや親子の利用に適していないとする乳児の保護者は、6割と高くなっています。

次世代に本市の豊かな自然環境を手渡すために、市役所においてはISO14001を取得し、環境負荷の軽減を推進しています。こうした取り組みと環境保全意識を、全市民に浸透させていくことが課題となっています。



#### 【今後の取り組み】

市民団体と協力しながら、青少年が集う店舗への重点的な巡回活動を行い、有害環境対策事業を推進します。

公共施設や公園等のバリアフリー化を推進します。

環境保全意識の高揚を図り、市の魅力の向上に努めます。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
146	有害環境対策推進事業	<p>青少年にとって好ましくないと思われる施設、環境の調査及び浄化活動を行い、青少年の健全育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書等自動販売機の点検活動</li> <li>・青少年の健全育成協力店の拡大：ゲームセンター、店舗等への健全育成協力依頼（入店年齢制限、時間の徹底）、コンビニエンスストア、書店への万引き防止運動依頼、ステッカーの配布</li> <li>・関係団体：青少年育成結城市民会議、青少年相談員</li> </ul> <p>（実施方針）青少年が集う店舗等への重点的な巡回活動の実施。市民団体と協力し環境浄化の推進。</p> <p>（対象）市内のコンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機等</p>	<p>市内図書等自動販売機設置台数 4台</p> <p>青少年健全育成に協力する店登録店舗 212店</p>	<p>市内図書等自動販売機設置台数 減少</p> <p>青少年健全育成に協力する店登録店舗 増加</p>	生涯学習課
147	都市公園整備事業 (ゆったりトイレ整備)	<p>幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる、地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。</p> <p>（実施方針）最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置・整備していく。</p> <p>（対象）区画整理事業地内の街区公園 （南部地区：14か所、北西部地区：8か所） その他都市公園</p>	<p>南部地区 3か所</p> <p>鹿窪運動公園 城跡歴史公園</p>	<p>整備する公園 すべてにおいて実施</p>	都市計画課
148	持続可能な社会の構築	<p>環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等監視事業</li> <li>・合併処理浄化槽設置費補助事業</li> <li>・資源物分別収集事業</li> <li>・ISO14001推進事業</li> <li>・ゴミ減量化対策事業</li> </ul> <p>（実施方針）市民の環境に対する意識の向上を図る。</p> <p>（対象）全市・全市民</p>	実施	継続	生活環境課

## 2 家族にやさしい労働環境を整備する

### (1)職場における理解の推進

#### 【現状と課題】

アンケートによると、子どもが病気になった場合でも仕事が休み辛いと答える保護者が8割となっています。

このことから、子育てと仕事を両立することが可能な職場環境づくりが早急に求められています。

国や県では、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しのため、一般事業主行動計画の策定や育児休業制度を企業の制度として定着するよう施策を行うとしています。

また、平成16年12月に国において策定された「子ども・子育て応援プラン」では、男性の子育て参加を図るため、有給休暇の取得促進、育児休業の取得促進及び子どもの出生時における5日程度の休暇制度の普及が計画に位置づけられています。



#### 【今後の取り組み】

改正された育児休業制度を、市内事業所および市民に周知します。

子育てと仕事の両立が可能な職場づくりを支援する国や各種財団等で行っている事業所への奨励金や助成金について、積極的に情報を提供します。

#### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
149	育児・介護休業制度の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページなどを活用して、制度の周知を図る。 (対象)事業所、市民	未実施	実施	商工観光課 介護福祉課 社会福祉課
150	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援する各種助成金等に関する情報提供を行う。 (対象)事業所	未実施	実施	商工観光課 社会福祉課

## (2)子育て後の再就職・再雇用の促進

### 【現状と課題】

再就職を推進するため、下館公共職業安定所にて、毎週火曜日発行される「ハローワーク求人情報」、パンフレットを市役所正面玄関に掲示し、利用者が下館の職業安定所に行かなくても、求人に関する新しい情報を容易に得ることができるようにしています。

求人情報について、自宅にパソコンがなくても閲覧できるよう、市役所において自由に利用できるパソコンを設置しています。



### 【今後の取り組み】

求人情報の提供を充実します。

就業に必要なパソコンの技術の習得を可能にする学習の機会を積極的に設けます。

就職に必要なパソコンの技術を身につけるために、各所に設置・貸し出しを行っているパソコンを積極的に利用できるように支援します。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
151	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関に掲示する。 (実施方針) 設置箇所の増設を検討する。 (対象) 求職中の全市民	設置箇所 1 箇所	設置箇所 3 箇所	商工観光課
152	雇用対策事業	パソコンの基礎的技術の向上とともに、インターネットを利用して誰もが求人情報等を閲覧できるようにすることで、再就職を推進する。自由に使用できるパソコンを商工観光課内に「消費者向けパソコン」として設置し、午前9時～午後4時半まで使用が可能となっている。 (実施方針) 市の広報誌やホームページを利用して「消費者向けパソコン」の存在をアピールし、効率的に情報を収集できる環境を整えていく。 (対象) 求職中の全市民	パソコン設置 台数:1 台	継続	商工観光課

## 第4章 計画の推進にあたって

### 第1節 計画の推進体制の整備

#### 1 市民参加の推進

本計画の推進にあたっては、住民各層の幅広い参加が必要となります。そのため、住民、関係機関、有識者、行政などをメンバーとする「次世代育成支援対策行動計画推進委員会」(以下「推進委員会」)を設置し、地域全体で次世代育成に取り組んでいきます。

#### 2 庁内推進体制の整備

本計画に掲げた施策及び事業は、福祉、保健、教育、労働、建設など、多くの分野が関わります。そのため、施策の推進にあたっては「次世代育成支援対策庁内推進会議」(仮称)を設置し、全庁的な体制の下に計画的かつ総合的に着実な推進を図ります。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
153	次世代育成支援対策推進協議会	次世代育成支援に関わる活動を行う関係者・関係機関により、各年度の実施内容の点検および意見交換を行う。	未設置	設置	社会福祉課
154	次世代育成支援対策庁内推進会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画に基づく事業の実施状況の点検および意見交換を行う。	未設置	設置	社会福祉課

## 第2節 実施状況の公表および見直し

### 1 情報共有の推進

本計画に掲げた施策及び事業については、「次世代育成支援対策推進法」第8条第5項に基づき、毎年度実施状況を公表するものとされています。

本計画の推進にあたっては、市民や地域社会を始め、各事業に関わる子育て関連施設、学校、関係団体、事業者等が、計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。このため、毎年度計画の進捗状況について把握・点検した上で、公表するものとします。

### 2 点検・評価・見直しの推進

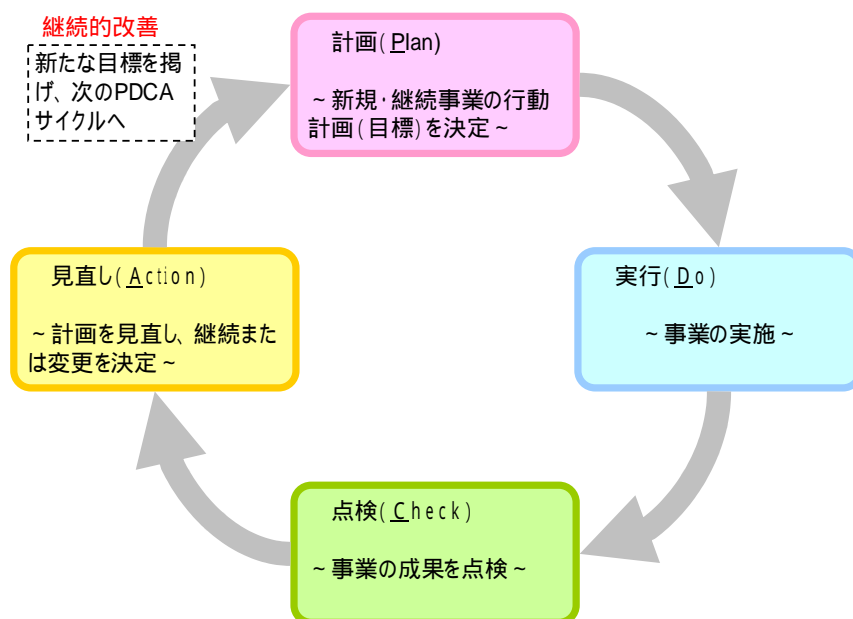
本計画は平成17年度から平成21年度までの5カ年の計画です。しかしながら、人口や出生数、保育所や幼稚園の制度改革、社会・経済情勢、市の財政状況等の変化が予測されることから、必要に応じて柔軟に見直しをすることとします。

見直しにあたっては、事業の実施状況を把握するとともに、「推進委員会」及び「次世代育成支援対策庁内推進会議」(仮称)において検討を行います。その上で、計画(PLAN) 実行(DO) 点検(CHECK) 見直し(ACTION)のサイクルを確立し、状況に応じた柔軟で効果的な事業推進を図ります。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
155	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	未実施	実施	社会福祉課

PDCAのサイクルイメージ



# 結城市次世代育成支援行動計画 施策・事業の一覧表

判例： =新規事業 =重点プロジェクト =拡大する事業 \* =平成15年度実績

## 基本目標1 子どもの生命と健康を守る

### 1 子どもの健康をつくる・守る

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)妊娠・出産期における母子の健康づくり	1	母子健康手帳の交付	妊娠20週以降の交付数 12件*  出産後交付 6件*	妊娠20週以降の交付数 減少  出産後交付 0件	保健センター
	2	妊婦委託健康診査	受診率 前期 94.9%* 後期 92.4%*	受診率 95%以上	保健センター
	3	超音波検査	35歳以上妊婦 全員	継続	保健センター
	4	B型肝炎母子感染防止事業	妊婦委託健康診査 前期に実施	継続	保健センター
	5	妊婦訪問指導	若年初妊婦 高年初妊婦 ハイリスク妊婦	継続	保健センター
	6	新生児訪問指導	年間 延べ 40~50件	継続	保健センター
(2)安心して出産・育児ができる環境づくり	7	育児セミナー	開催回数 年6回 各回12組	継続	保健センター
	8	子育て情報の総合的な提供	子育て情報誌の 発行500部 保健センターの HP作成	内容の充実	保健センター
	9	母子保健健康教室	必要に応じて 開催	継続	保健センター
	10	育児学級 「すくすくっ子」教室	年4回 各回20組	2回1コースを 年3回	保健センター
	11	ブックスタート事業	実施	継続	社会福祉課
(3)乳幼児および児童・生徒の健康と命を守る	12	乳児健康診査	受診率 前期 74.7% 後期 76%	受診率 80%	保健センター
	13	5カ月児健康診査	受診率 93.6% 年12回	受診率 95%以上	保健センター
	14	1歳6カ月児健診	受診率 95%	受診率 96%以上	保健センター
	15	3歳児健康診査	受診率 90% 年間12回	受診率 93% 年間12回	保健センター
	16	各種予防接種	ツ反・BCG 96.2% ポリオ 100% 三種混合 85% 日本脳炎 70% 二種混合 98.7%	BCG 96.2% ポリオ 100% 三種混合 90% 日本脳炎 70%以上 二種混合 98.7%	保健センター
	17	母子訪問指導	実施	継続	保健センター



施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
	18	乳幼児救急法教室/事故防止対策事業	教室開催 年6回 パンフレット配布 480名	継続	保健センター
	19	保育所(園)・幼稚園と連携した、要フォロー者の支援 (保育所(園)・幼稚園との連携の強化)	要フォロー者 情報交換	継続	保健センター
	20	小中学校養護教諭連絡調整 (学校保健業務との連携の強化)	連絡会議 年1回 情報交換を随時 実施	継続	学校教育課 保健センター 生涯学習課
(4)歯を守る活動の充実	21	2歳児歯科健康診査	むし歯罹患率 26% むし歯罹患患者数 100名 むし歯罹患患者 平均本数4本	むし歯罹患率 20% むし歯罹患患者数 80名 むし歯罹患患者 平均本数3.5本	保健センター
	22	就学時歯科教室	小学校 9校 延べ参加者数 450名	継続	保健センター
(5)食育の推進	23	離乳食教室	未実施	(17年度開始) 前期4回 後期4回 (計8回)	保健センター
	24	3歳児健診時食生活調査	年12回	継続	保健センター
	25	親子料理教室	年3回 親43人 子ども67人 延べ110人	保健センター2回 他施設3回 (計5回)	保健センター
	26	保育所給食による食育の推進	クッキング保育 8箇所 野菜の栽培収穫 10箇所 給食だより 9箇所	クッキング保育 11箇所 野菜の栽培収穫 11箇所 給食だより 11箇所	社会福祉課
	27	学校における食に関する指導	教科指導 実施	教科指導 継続	指導課 給食センター
(6)障害のある子の療育体制の整備	28	発達障害児支援 (あすなろ教室)	実施	継続	社会福祉課
	29	障害児保育	全保育所(園)	継続	社会福祉課
	30	補装具の交付・修理費用の助成	実施	継続	社会福祉課
	31	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	実施	継続	社会福祉課
	32	障害児一時預かり事業	未実施	検討	社会福祉課
(7)小児医療の充実	33	小児救急医療体制の整備充実	実施	継続	保健センター
	34	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	実施	継続	保健センター
	35	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医の いる割合  未就学児童: 92.4% 小学生: 88%	かかりつけ医の いる割合  割合の向上	保健センター

## 2 思春期保健対策の充実

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)成長期における健康づくり	36	喫煙対策事業	全小学校 パンフ配布 5・6年生	全小学校 パンフ配布 4年生まで 拡大	保健センター
	37	薬物乱用防止教育事業	全小・中学校 (年間指導計画 に基づき実施)	継続	指導課 保健センター
	38	公立学校内における敷 地内禁煙事業	全小・中学校	(平成16年度末) 完全実施	指導課 学校教育課
(2)母体・生命尊厳意識の育成	39	性教育事業	年間指導計画に 基づいた実施	継続	指導課 保健センター
	40	異年齢児交流等事業 (保育所地域活動事 業)	実施保育所(園) 3箇所*	実施保育所(園) 8箇所	社会福祉課

## 3 児童虐待を防止する

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)早期発見・早期対応・ケア体制の 整備	41	児童虐待防止ネット ワーク	未実施	(平成17年) 実施	社会福祉課
	42	児童虐待防止ネット ワーク会議(ケア体制 の構築:実務者会議)	未実施	実施	社会福祉課 指導課 保健センター 生涯学習課
	43	家庭児童相談室	相談員 2名 相談件数 237件*	継続	社会福祉課
	44	子育て講演会	不定期に開催	定期的に開催	社会福祉課
(2)市民への「子ども虐待」についての 理解の促進	45	市民の「通告義務」の 周知	実施	継続	社会福祉課
	46	児童虐待防止のための 広報啓発	「結城市お知らせ 版」 掲載回数 不定期	ホームページに 常時掲載	社会福祉課
	47	児童虐待をテーマにし た講演会やシンポジウ ムの開催	不定期に開催 (平成15年度 1回)	最低年1回	社会福祉課

## 4 子どもの生命の安全を守る

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)交通事故から子どもを守る	48	交通安全教育	対象者 3歳以上の 全園児 全小中学校 全養護学校	継続	防災交通課
	49	通学路安全点検	毎年1校	継続	防災交通課 学校教育課
	50	街路灯・防犯等の設置	実施	継続	防災交通課
	51	交通安全対策事業	交通安全運動 年4回	継続	防災交通課
	52	事業所等への安全運 転徹底の要請	交通安全運動 年4回	継続	防災交通課
	53	チャイルドシートの貸与 と購入費補助	実施	継続	防災交通課
	54	親子三世代交通安 全ヒヤリマップ (道路危険箇所マップ)	高齢者 を対象としたマッ プの作製	親子三世代 を対象としたマッ プの作製	防災交通課

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(2)犯罪から子どもを守る地域づくりの推進	55	「子どもを守る110番の家」の登録推進	平成16年4月末現在 768軒	継続	生涯学習課
	56	子育て環境マップ	平成13年度に作成	各学校において作成	社会福祉課 学校教育課
	57	防犯パトロール	未実施	(平成17年度)実施	防災交通課
	58	防犯ブザーの配布	小学校新1年生に配布	継続	学校教育課
	59	関係団体活動への支援	実施	継続	生涯学習課

## 基本目標 2 子どもの遊びと学びを豊かにする

### 1 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)教育環境の整備	60	TT 配置事業	非常勤講師 16名	継続	学校教育課 指導課
	61	特別支援教育事業	知的障害学級 小学校に6校 中学校に3校 情緒障害学級 小中学校全校 ことばの学級 2校	学校の実態に 応じて配置	指導課 学校教育課
	62	学校施設の整備 (定期的な安全点検)	実施	継続	学校教育課
	63	学校評議員制度	開催回数 年3回	継続	学校教育課 指導課
	64	スクールカウンセ ラーの配置	市内3中学校に カウンセラーを 配置	継続	指導課
	65	フレンドゆうの木	相談員 2名 相談員助手 1名	継続	指導課
(2)学校と地域の連携による豊かな心の育成	66	地域子ども教室推進事 業(玉岡ふれあいス クール)	結城小学校 児童31名 年37回	他小学校に 拡大 年30~40回	生涯学習課
	67	「総合的な学習」推進事 業	全校で実施	継続	指導課
	68	「夏の体験学習」 (農業後継者育成対策 事業)	30家族 年1回	継続	農政課
	69	「消費者合同研修会」 (農業後継者育成対策 事業)	年1回	継続	農政課
	70	ふるさと再発見事業	わくわくキャンプ 20名 結城郷土かるた 取り大会 個人120名 団体11チーム かるたのふる里 探検隊 44名(親子、 祖父母)*	継続	生涯学習課
	71	ふるさと探検隊	隊員 15名 実施 年7回	地域子ども教室 における事業 継続	生涯学習課
	72	学校支援ボランティア 活動推進事業	全校で実施	継続	指導課
	73	三世代交流事業	1箇所/年	3箇所/年	介護福祉課
	74	地域コミュニティ運営事 業参加者と市内保育園 児による七夕祭	年1回	継続	介護福祉課
	75	結城盆踊り大会開催事 業	年1回 参加 19団体810人 うち子ども会 2団体 幼稚園1園	子ども会の参加 増加	商工観光課

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(3)遊ぶ場・学ぶ場の整備を推進する	76	児童館の設置	未設置	1箇所	社会福祉課
	77	子どもや地域のアイデアを活かした児童館の運営	未実施	検討	社会福祉課
	78	都市公園整備事業(街区公園)	南部 3箇所 北西部 未整備	南部 全箇所  北西部 1~2箇所	都市計画課
	79	公園の維持管理運営	公園愛護協会 30団体 地域住民のボランティアによる 維持管理運営の実施	継続	都市計画課
	80	子どもが使いやすい図書館整備事業	学校司書数 0人	各小中学校 完全配備	学校教育課 図書館

## 2 スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)スポーツ活動の充実	81	北関東中学校野球大会	年1回	継続	社会体育課
	82	中学生男女・バレーボール・ソフトテニス・卓球・男子サッカー大会	年1回	継続	社会体育課
	83	結城シルクカップロードレース大会	年1回	継続	社会体育課
	84	市民スポーツ・レクリエーション祭り	年1回	継続	社会体育課
	85	ニュースポーツの普及推進	開催回数 不定期	継続	社会体育課
	86	わんぱく親子スキー教室	年1回	継続	社会体育課
(2)レクリエーション・文化活動・子ども会等自主的活動の充実	87	市民まつり NOPPE 開催事業	年1回 2日間 参加者数 約25,000人	継続	商工観光課
	88	子ども会活動の支援	子ども会数 99	活動の充実	生涯学習課

## 基本目標3 家庭における子育てを支援する

### 1 家庭における「子育て力」を高める

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)情報提供・相談体制の充実	89	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	未実施	実施	社会福祉課
	90	メールによる子育て応援相談室	未実施	実施	社会福祉課
	91	子育て支援メールマガジンの発行	未実施	実施	社会福祉課 図書館
	92	健康相談	相談日 保健センター 年間24回 山川出張所 年間24回 心の相談 年間12回	継続	保健センター
	93	のびのび子育て相談事業	相談員数 8人 相談回数 22回 健診での指導 12回 (延べ45回) のびのびだより 年3回	継続	保健センター
	94	要保護児童地域対策協議会の設置	未実施	実施	社会福祉課
(2)子育て支援体制の充実	95	地域子育て支援センター事業	未実施	(平成17年度)実施	社会福祉課
	96	子育て広場	実施	地域子育て支援センターへ移行	社会福祉課
	97	子育てサポーター事業	利用会員数 11人 延 126人 登録会員数 46人 利用時間数 446時間	ファミリーサポートセンター事業への移行	社会福祉課
	98	子育てサークル育成支援事業	3グループ 活動年90回 延べ参加人数 2,700人 リーダー数 26人	継続	保健センター
	99	つどいの広場事業	未実施	検討	社会福祉課
	100	街角すこやかルーム整備事業	未実施	検討	社会福祉課
	101	家庭教育学級	学級数 計30学級 年6~7回	継続	生涯学習課
	102	三世代交流(親子体験教室)	各子ども会 育成会8支部 小学校9校 参加者 4,209名	継続	生涯学習課
	103	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	月4回 (水曜日 :公民館) 月2回 (第1・3月曜日 :城南コミュニ ティセンター)	継続	生涯学習課

## 2 子育て家庭への経済的支援

施策	No.	事業名等	現状	目標	担当課
(1)医療費等の軽減	104	少子化対策医療費助成事務事業	対象年齢 4歳未満	対象年齢 就学前まで	保険年金課
	105	妊産婦・乳幼児医療費軽減の実施	対象年齢 3歳未満	対象年齢 就学前まで	保険年金課
	106	母子家庭等医療費助成	実施	継続	保険年金課
	107	心身障害児通院等交通費助成	実施	継続	社会福祉課
(2)子育てにかかる経済的負担の軽減	108	幼稚園就園奨励費の支給	実施	継続	学校教育課
	109	母子家庭等児童学資金の支給	実施	検討	社会福祉課
	110	すこやか子育て奨励金の支給	実施	検討	社会福祉課
	111	就学の援助	実施	継続	学校教育課
	112	奨学基金貸付制度	実施	継続	学校教育課
	113	児童手当	実施	継続	社会福祉課
	114	児童扶養手当	実施	継続	社会福祉課
	115	障害児福祉手当	実施	継続	社会福祉課
116	在宅重度心身障害児福祉手当	実施	継続	社会福祉課	

## 基本目標 4 子育て支援施設及びサービスを充実する

### 1 保育所（園）を充実する

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)保育所(園)の充実	117	通常保育事業	公立3箇所 191人 私立8箇所 764人 計955人	公立3箇所 200人 私立8箇所 845人 計1,045人	社会福祉課
	118	保育内容と運営の充実	園長会議 (保育連絡会) 月1回以下	園長会議 (保育連絡会) 最低月1回	社会福祉課
	119	保育士等の研修参加	実施	継続	社会福祉課
	120	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	全私立保育園 8箇所	全保育所(園) 11箇所	社会福祉課
	121	保育所(園)情報の充実 と公開 公立保育所のホーム ページの開設	パンフレット のみ	保育所ごとの ホームページを 作成	社会福祉課
	122	老朽化した保育所の改 修	老朽箇所の 修繕	改修・改築の実 施	社会福祉課
(2)多様な保育需要に応えるサービスの充実	123	乳児保育	全保育所(園)	継続	社会福祉課
	124	延長保育	11時間を超える 30分延長 3箇所 1時間延長 5箇所	1時間延長 10箇所 2時間延長 1箇所	社会福祉課
	125	休日保育	1箇所	3箇所	社会福祉課
	126	保育所地域活動事業	世代間交流 5箇所 異年齢児交流 3箇所 育児講座・両立 支援 1箇所 低学年児童受け 入れ 1箇所	世代間交流 8箇所 異年齢児交流 8箇所 育児講座・両立 支援 3箇所	社会福祉課
	127	一時保育	未実施	2箇所	社会福祉課
	128	病後児保育	未実施	検討	社会福祉課

### 2 幼稚園を充実する

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)幼稚園を充実する	129	幼小交流事業	幼小交流 実施校数 4校	継続	学校教育課
	130	幼稚園ふれあい事業	3世代交流や未 就園児との交 流、保護者対象 の学習会	継続	学校教育課
	131	地域の「幼児教育のセ ンター」としての運営の 充実	実施	継続	学校教育課
	132	幼稚園情報の提供	パンフレット	ホームページの 開設	学校教育課
	133	研修の参加	実施	継続	学校教育課
	134	幼稚園での「家庭教育 学級」の充実	公立実施	私立幼稚園の実 施を検討	生涯学習課



### 3 学童クラブを充実する

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)学童クラブを充実する	135	学童クラブ (放課後児童健全育成 事業)	5箇所	9箇所	社会福祉課
	136	学童クラブ実施方法の 検討	未実施	検討	社会福祉課

## 基本目標 5 地域の子育て環境を豊かにする

### 1 「子育て」・「子育て」を支援する地域環境をつくる

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)子育て支援の輪を拡大する	137	活動の場・機会の情報提供	未実施	実施	社会福祉課
	138	ボランティア講習会の開催	未実施	実施	社会福祉課
	139	児童委員との連携の強化	実施	継続	社会福祉課
(2)男女共同参画社会の構築	140	ゆうき女性会議	実施 会員数 47人	継続 会員数 増加	女性政策室
	141	男女共同参画団体別学習会	開催 年3回  対象 女性団体 3団体	開催 年4回  対象 男性がいる 団体	女性政策室
	142	男女共同参画推進講座	年1回	継続	女性政策室
	143	男女共同参画推進講演会	年1回	継続	女性政策室
	144	たままゆプランの推進	プラン進捗状況調査と推進	継続	女性政策室
	145	男女共同参画関連の広報活動	「広報ゆうき」毎月掲載 HP情報を掲載	継続	女性政策室
(3)子どもと家族にやさしい環境の整備	146	有害環境対策推進事業	市内図書等自動販売機設置台数 4台  青少年健全育成に協力する店 登録店舗 212店	市内図書等自動販売機設置台数 減少  青少年健全育成に協力する店 登録店舗 増加	生涯学習課
	147	都市公園整備事業(ゆったりトイレ整備)	南部地区 3箇所  鹿窪運動公園 城跡歴史公園	整備する公園すべてにおいて 実施	都市計画課
	148	持続可能な社会の構築	実施	継続	生活環境課

### 2 家族にやさしい労働環境を整備する

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
(1)職場における理解の推進 女性政策室	149	育児・介護休業制度の周知	未実施	実施	商工観光課 介護福祉課 社会福祉課
	150	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	未実施	実施	商工観光課 社会福祉課
(2)子育て後の再就職・再雇用の促進	151	求人情報の提供	設置箇所 1箇所	設置箇所 3箇所	商工観光課
	152	雇用対策事業	パソコン設置台数:1台	継続	商工観光課

## 計画の推進にあたって

施策	No.	事業名等	現状(H16)	目標(H21)	担当課
計画の推進体制の整備	153	次世代育成支援対策推進協議会	未設置	設置	社会福祉課
	154	次世代育成支援対策庁内推進会議	未設置	設置	社会福祉課
実施状況の公表および見直し	155	実施状況の公表	未実施	実施	社会福祉課

# 参考資料 1：子どもをとりまく地域の状況

## 第 1 節 少子化の動向

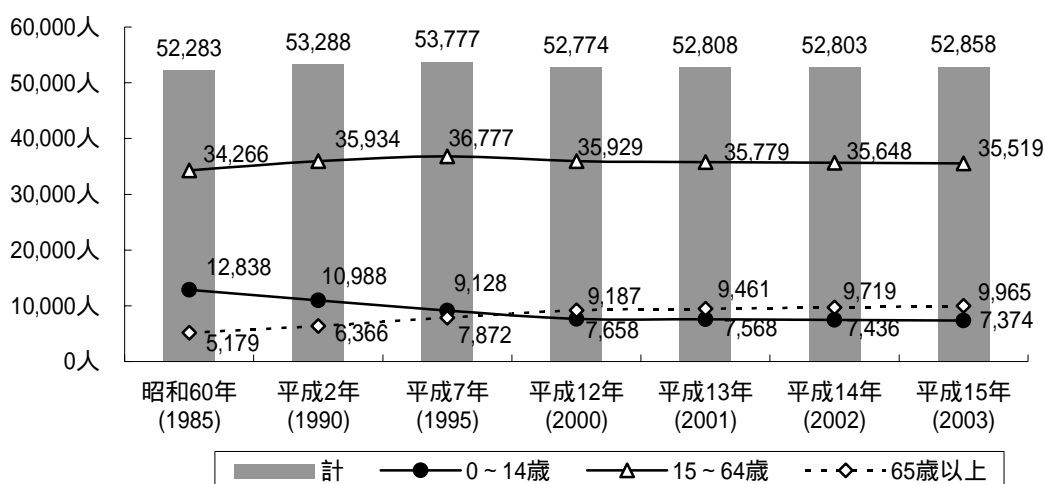
### 1 総人口および年齢 3 区分別人口の推移

本市の人口は昭和 60 年より 5 万 2 千人～3 千人ほどで推移しており、昭和 60 年～平成 12 年の増減率は 0.9%となっています。

総人口の増減に大きな幅はないものの、年齢別の人口推移を見ると、年少人口（0～14 歳）は 15 年間で 40.3%減少しているのに対し、高齢者人口は 77.4%増加しており、少子高齢化が進行しています。

年齢構成を県および全国と比較すると、昭和 60 年の年少人口比率は、県・全国より高かったものの、平成 12 年には県より低くなっています。また高齢者の比率は、県より高くなっており、県よりも若干早いペースで少子高齢化が進行しています。

図表 1 総人口および年齢 3 区分別人口の推移(各年 10 月 1 日現在)



図表 2 人口構成の推移 単位：%

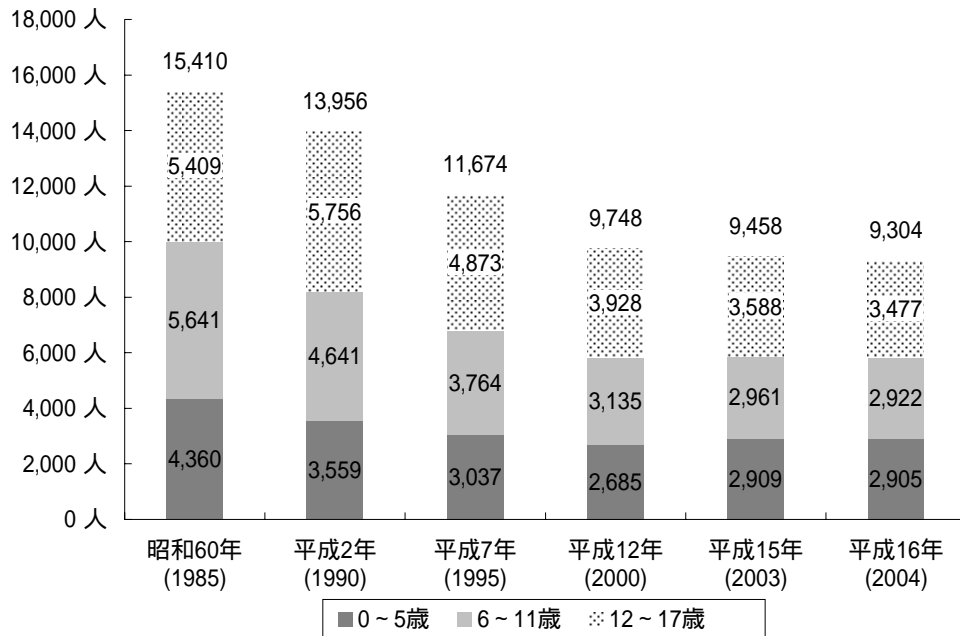
		昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)
0～14歳	結城市	24.6	20.6	17.0	14.5	14.3	14.1	14.0
	茨城県	23.0	19.6	17.1	15.4	15.1	14.9	14.6
	全国	21.5	18.2	15.9	14.6	14.4	14.2	14.0
15～64歳	結城市	65.5	67.4	68.4	68.1	67.8	67.5	67.2
	茨城県	66.7	68.3	68.7	68.0	67.8	67.5	67.2
	全国	68.2	69.5	69.4	67.9	67.7	67.3	66.9
65歳以上	結城市	9.9	11.9	14.6	17.4	17.9	18.4	18.9
	茨城県	10.2	11.9	14.2	16.6	17.1	17.7	18.2
	全国	10.3	12.3	14.5	17.3	18.0	18.5	19.0

資料：昭和 60 年～平成 12 年までは国勢調査、平成 13 年以降は常住人口調査

## 2 児童人口の推移

18歳以下の児童人口は、昭和60年～平成12年の間に36.7%の減少となっています。  
どの年代も減少しており、特に小学生（6～11歳）はほぼ半減しています。

図表 3 児童人口の推移 単位：人



資料：昭和60年～平成12年までは国勢調査（各年10月1日）  
平成15・16年は住民基本台帳人口＋外国人人口（各年4月1日）

### 3 出生数・出生率等の推移

出生数は、400人台で推移しており、出生率\*は、全国・県と比較して下回っています。

図表 4 出生数(率)・乳児死亡数(率)等の推移 単位：人、‰

		平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)
出生数		453	438	420	476	477	439	445
出生率	結城市	8.6	8.3	8.0	9.2	9.2	8.5	8.6
	茨城県	9.6	9.7	9.5	9.6	9.4	9.3	9.0
	全国	9.5	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9
乳児死亡数		3	1	1	1	4	1	1
乳児死亡率	結城市	6.6	2.3	2.4	2.1	8.4	2.3	2.2
	茨城県	3.4	3.4	3.1	3.1	2.9	3.1	2.9
	全国	3.7	3.6	3.4	3.2	3.1	3.0	3.0
新生児死亡数		1	1	-	1	3	-	-
新生児死亡率	結城市	2.2	2.3	-	2.1	6.3	-	-
	茨城県	1.6	1.6	1.3	1.4	1.5	1.6	1.6
	全国	1.9	2.0	1.8	1.8	1.6	1.7	1.7
死産数		13	16	19	5	17	12	10
	自然死産数	6	6	6	2	7	5	3
	人工死産数	7	10	13	3	10	7	7
死産率	結城市	27.9	35.2	43.3	10.4	34.4	26.6	22.0
	茨城県	31.6	32.6	30.5	32.0	32.8	32.1	30.7
	全国	32.1	31.4	31.6	31.2	31.0	31.1	30.5
自然死産率	結城市	12.9	13.2	13.7	4.2	14.2	11.1	6.6
	茨城県	14.4	13.3	12.7	12.9	13.1	11.9	13.0
	全国	14.2	13.6	13.7	13.2	13.0	12.7	12.6
人口死産率	結城市	15.0	22.0	29.6	6.2	20.2	15.5	15.4
	茨城県	17.1	19.4	17.8	19.1	19.8	20.3	17.7
	全国	17.9	17.8	17.9	18.1	18.0	18.3	17.8
周産期死亡数		2	2	3	1	5	1	-
周産期死亡率	妊娠22週以後死産数	2	1	3	-	2	1	-
	早期新生児死亡数	-	1	-	1	3	-	-
	結城市	4.4	4.6	7.1	2.1	10.4	2.3	-
	茨城県	6.3	6.1	6.3	5.3	6.6	5.6	6.0
	全国	6.4	6.2	6.0	5.8	5.5	5.5	5.3

資料：茨城県保健統計年報

\* 出生率：人口千人あたりの出生数。

#### 4 婚姻・離婚

全国的には婚姻率は横ばい、離婚率は上昇の傾向にありますが、本市においても、同様に推移しています。

県・全国平均と比較すると、婚姻率・離婚率ともに県・全国よりも低くなっています。

図表 5 婚姻数(率)・離婚数(率)の推移 単位：件、%

		平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)
婚姻件数		279	258	292	330	315	289	301
婚姻率	結城市	<b>5.3</b>	<b>4.9</b>	<b>5.5</b>	<b>6.4</b>	<b>6.1</b>	<b>5.6</b>	<b>5.8</b>
	茨城県	5.9	5.9	5.8	6.2	6.1	5.8	5.6
	全国	6.2	6.3	6.1	6.4	6.4	6.0	5.9
離婚件数		88	91	80	96	95	108	121
離婚率	結城市	<b>1.67</b>	<b>1.72</b>	<b>1.52</b>	<b>1.85</b>	<b>1.83</b>	<b>2.08</b>	<b>2.33</b>
	茨城県	1.65	1.72	1.86	1.97	2.13	2.21	2.13
	全国	1.78	1.94	2.00	2.10	2.27	2.30	2.25

資料：人口動態統計

#### 5 初婚年齢

全国・県ともに初婚年齢は上昇傾向にあります。

平均初婚年齢は、夫は平均28歳、妻は平均26歳となっています。県・全国平均と比較すると、若干早く結婚をする傾向にあります。

図表 6 平均初婚年齢の推移 単位：歳

		平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
結城市	夫	<b>28.4</b>	<b>28.4</b>	<b>28.0</b>	<b>28.6</b>	<b>28.4</b>	<b>28.6</b>
	妻	<b>26.2</b>	<b>26.1</b>	<b>25.8</b>	<b>26.0</b>	<b>26.3</b>	<b>26.6</b>
茨城県	夫	28.3	28.4	28.5	28.6	28.8	29.0
	妻	26.2	26.4	26.5	26.6	26.8	27.0
全国	夫	28.5	28.6	28.7	28.8	29.0	29.1
	妻	26.6	26.7	26.8	27.0	27.2	27.4

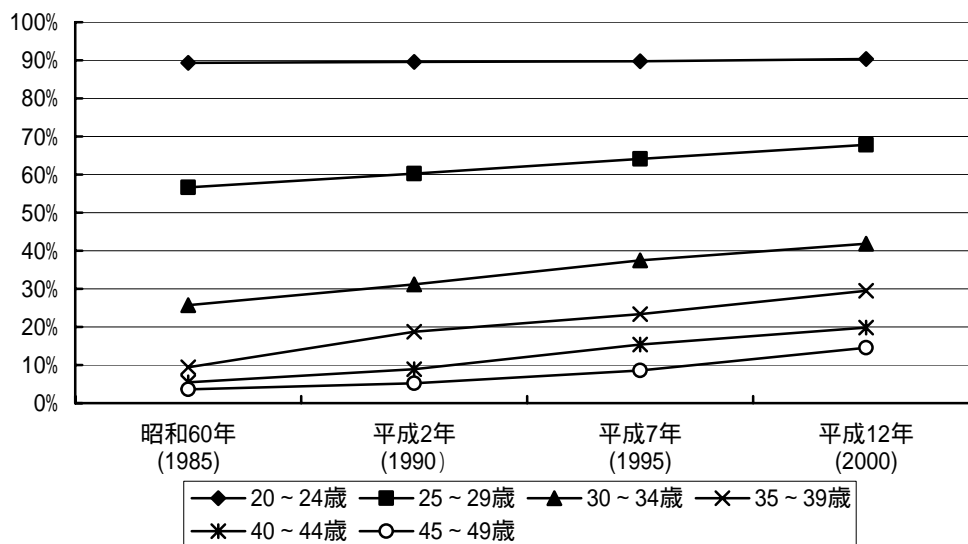
資料：人口動態統計

婚姻(離婚)率：人口千人当たりの婚姻(離婚)の件数

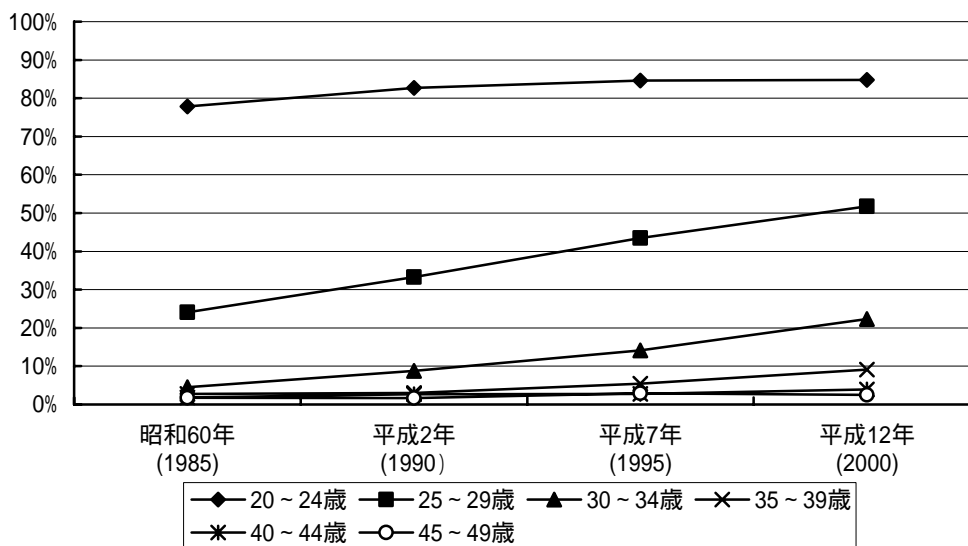
## 6 未婚者

男女別、年代別の未婚者の推移をみると、男性は30代後半以降の未婚率が上昇する傾向にあります。女性は20代後半～30代前半の未婚率が急上昇しています。

図表 7 年代別未婚率の推移（男性）



図表 8 年代別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

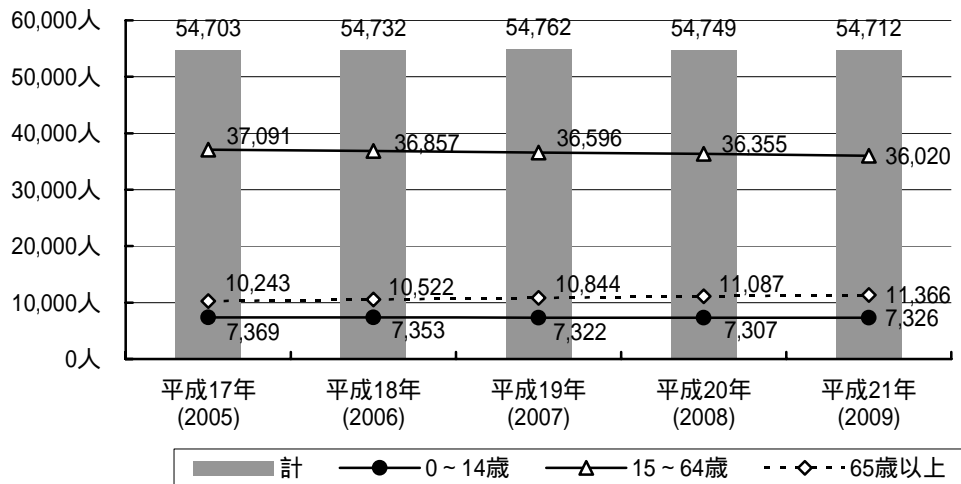


## 7 人口の将来予測

本市の人口を推計すると、人口は横ばいの傾向にあり、総人口は平成21年には54,712人となることが予測されます。

年齢区分別の構成比をみると、年少人口(0~14歳)は13.4%、生産年齢人口は65.8%、高齢者人口は20.8%となり、少子高齢化が進行することが予測されます。

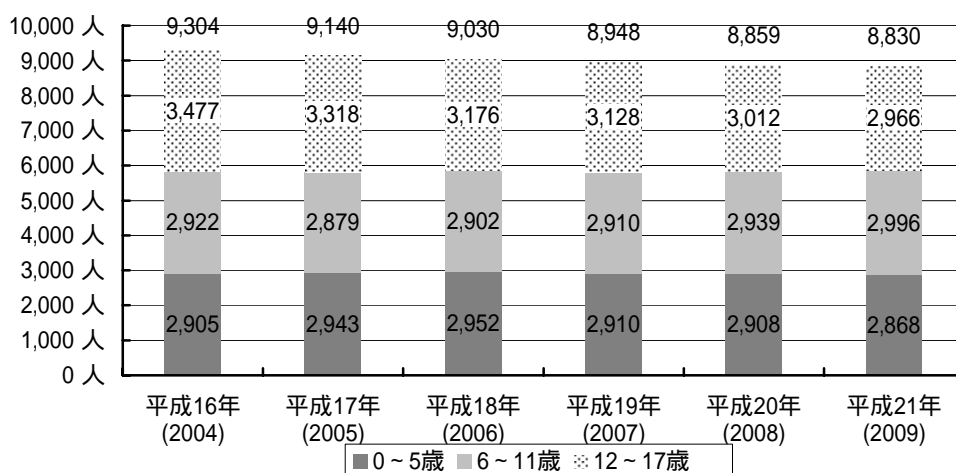
図表 9 人口推計



図表 10 年齢3区分別構成比の推移

	平成16年(2004)	平成17年(2005)	平成18年(2006)	平成19年(2007)	平成20年(2008)	平成21年(2009)
0~14歳	13.6	13.5	13.4	13.4	13.3	13.4
15~64歳	68.0	67.8	67.3	66.8	66.4	65.8
65歳以上	18.3	18.7	19.2	19.8	20.3	20.8

図表 11 児童人口の推計



本推計は、住民基本台帳人口を基準に、コーホート変化率法によって行った。

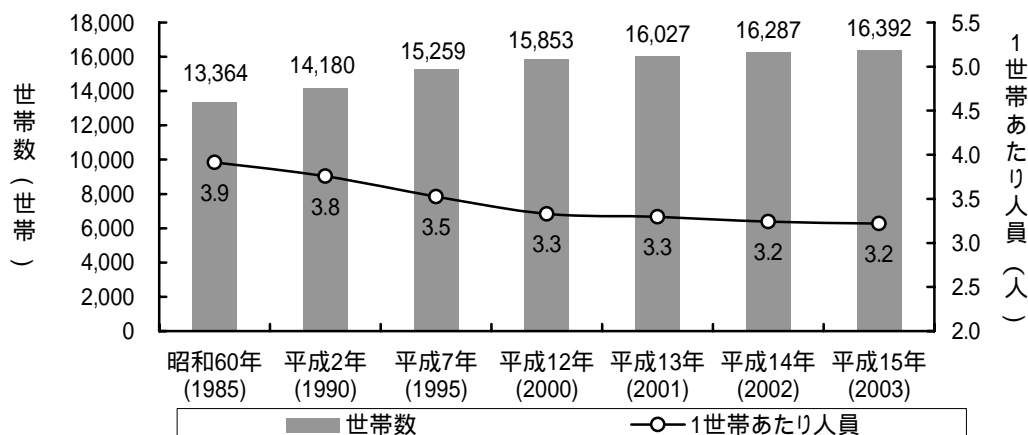
## 第2節 家族・地域の状況

### 1 世帯数・世帯人員

世帯数は増加傾向にあり、昭和60年から平成12年の15年間で14.2%増加しています。平成15年には、16,392世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員は減少しており、平成12年には3.3人となっています。

図表 12 世帯数および一帯あたり人員の推移



資料：平成12年まで国勢調査、平成13年以降は常住人口調査（各年10月1日現在）

### 2 世帯構成

平成12年において世帯全体のうち、核家族世帯が57.9%、その他の親族世帯が26.7%、単独世帯が15.2%の割合となっています。

世帯類型別には、核家族と単独世帯が増加傾向にあります。

また、核家族の類型別に見ると、増加しているのは夫婦のみの世帯であり、夫婦と子どもから成る世帯は減少しています。

子どものいる世帯の数は年々減少しています。昭和60年には18歳未満の親族がいる一般世帯が半数以上でしたが、平成12年にはおよそ3世帯に1世帯の割合まで減少しています。

図表 13 子どものいる一般世帯数の推移 単位：世帯、%

	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	増減率 (S60-H12)
一般世帯数（総数）	13,352	14,159	15,253	15,819	18.48%
18歳未満親族がいる一般世帯数	8,109	7,409	6,542	5,581	-31.18%
（割合）	60.7%	52.3%	42.9%	35.3%	-
6歳未満親族がいる一般世帯	3,182	2,571	2,283	2,037	-35.98%
（割合）	23.8%	18.2%	15.0%	12.9%	-

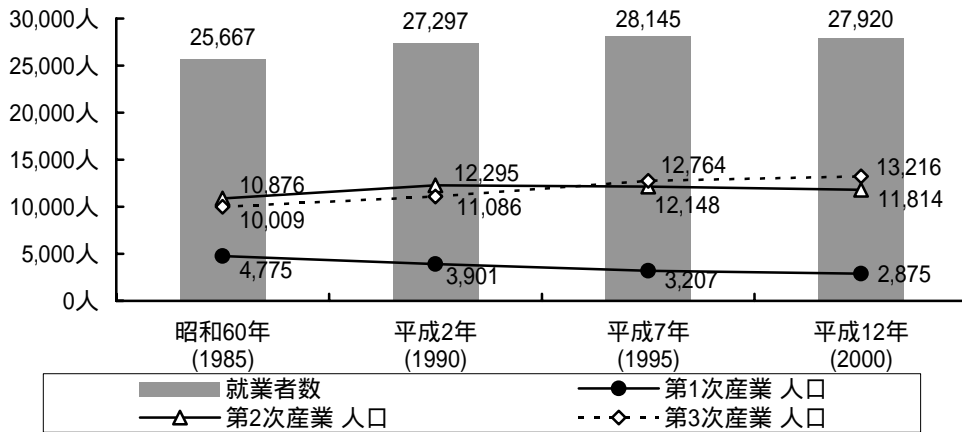
資料：国勢調査

### 3 就業人口・就業率

本市の就業者数は昭和60年から平成7年までは増加、平成7年から12年の5年間は減少しています。

産業別にみると、第1次産業人口は減少傾向、第2次産業人口はほぼ横ばい、第3次産業人口が増加しています。

図表 14 産業別就業人口の推移

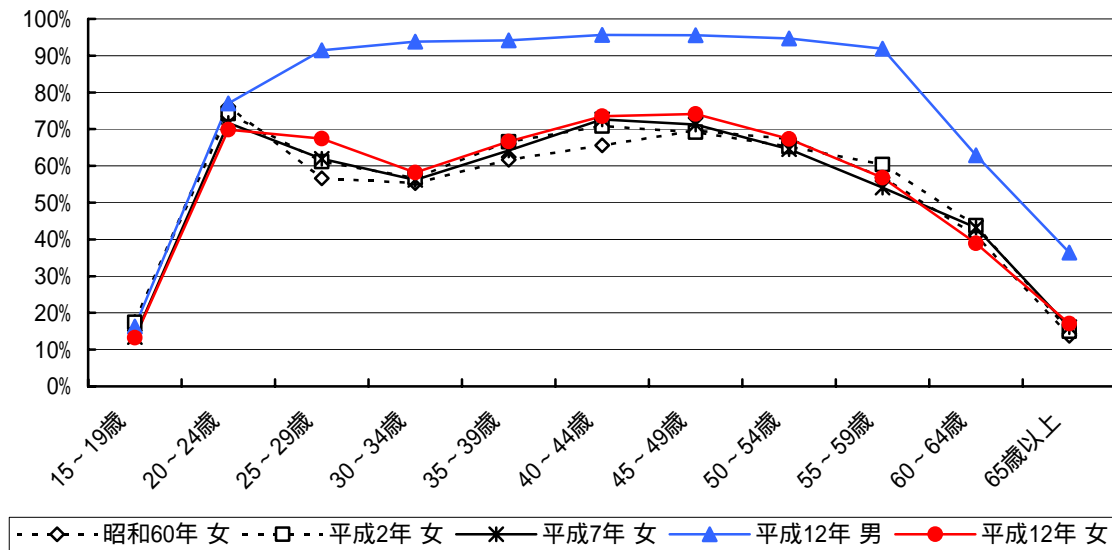


資料：国勢調査

### 4 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率は、20代後半から30代の就業率の減少するM字型の曲線が見られます。平成12年におけるM字カーブは最も緩やかになっており、ほぼどの年代においても就業率は過去15年で最も高くなっています。

図表 15 女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

### 第3節 保育および教育の環境

#### 1 保育所（園）

保育所については、現在本市には公立・私立を含め11の保育所があります。

定員に対してどれだけの人が入所しているか（定員充足率）を見ると、公立と私立を合わせて全体で100.3%とほぼ定員を満たしている状況にあります。

また、対象者をどれだけ収容できるのか（施設充足率）を見ると、公立と私立を合計して99.7%となっており、ほぼ充足しています。

特別保育については、すべての保育所において低年齢児保育を実施しています。また、障害児保育についても、対応しています。一時保育や病後児保育については実施していません。

図表 16 保育所（園）一覧

	園名	保育時間（平日）	保育時間（土）	低年齢児	障害児
公立	城西保育所	7時30分～19時00分	7時30分～12時30分	○	○
	上山川保育所	7時50分～18時00分	7時50分～12時30分	○	○
	山川保育所			○	○
私立	明照保育園	7時00分～19時00分	7時00分～12時00分	○	○
	みくに保育園	7時00分～19時30分	7時00分～19時30分	○	○
	ふたば保育園	7時30分～19時00分	8時00分～13時00分	○	○
	つくば保育園	7時00分～19時00分	7時00分～17時00分	○	○
	たま保育園	7時30分～19時00分	7時30分～17時30分	○	○
	あすなる保育園	7時00分～19時00分	8時00分～16時00分	○	○
	かなくぼ保育園	7時00分～19時30分	8時00分～13時00分	○	○
	もる保育園	7時40分～18時10分	7時40分～13時00分	○	○

図表 17 保育所（園）の状況（平成15年4月1日現在）

	箇所数	定員	現在入所者数	定員充足率	施設充足率	専任職員数
公立	3	200	181	90.5%	-	32
私立	8	765	787	102.9%	-	135
計	11	965	968	100.3%	99.7%	167

資料：社会福祉課調べ

図表 18 保育所（園）入所者数（延べ）の推移（各年4月1日現在）

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
保育所（園）児童数	0歳児	15	20	13	20	19	20
	1歳児	55	51	70	93	89	49
	2歳児	90	98	111	130	137	104
	3歳児	173	156	205	200	239	185
	4歳児	201	194	202	225	227	235
	5歳児	172	200	194	207	257	189
	計	706	719	795	875	968	792
保育所（園）施設数		11	11	11	11	11	11

資料：社会福祉課調べ

#### 2 放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては、現在5ヶ所の小学校で行っています。土曜日の預かりは2ヶ所となっています。

定員充足率：現在入所者数を定員で割った割合。

施設充足率：定員を対象者数で割った割合。収容率。

図表 19 放課後児童クラブ一覧

名称	保育時間（平日）	長期休暇・学校の振替	土曜日
西小学童クラブ	下校時～17時30分	7時45分～17時30分	7時45分～17時30分
結城小学童クラブ	13時00分～18時00分	8時00分～18時00分	8時00分～18時00分
城西小学童クラブ	13時00分～18時00分	7時30分～18時00分	-
城南小学童クラブ	13時00分～18時00分	8時00分～18時00分	-
江川北小学童クラブ	13時00分～18時00分	7時30分～18時00分	-

図表 20 放課後児童クラブの利用状況

学年	人数	学童クラブ	
		利用者	利用割合
1年生	478	46	9.6%
2年生	452	44	9.7%
3年生	448	44	9.8%
計	1378	134	9.7%

### 3 幼稚園

幼稚園については、現在本市には公立・私立を含め4ヶ所の幼稚園があります。土曜日に開園しているのは私立のみとなっています。

図表 21 幼稚園一覧

	園名	開園時間（平日）	開園時間（土）第2第4土曜日	
公立	玉岡幼稚園	9時00分～14時00分	休園	無
私立	富士見幼稚園	10時00分～14時00分	休園	有
	結城ひかり幼稚園	9時00分～15時00分	第2,4土曜日休園	有
	つくば幼稚園	9時30分～15時30分	第2,4土曜日休園	有

(平成16年4月1日現在各園則による)

### 4 学校教育

小学校については現在本市には9校、中学校については3校があります。

高等学校は、県立の結城第一高等学校、結城第二高等学校、鬼怒商業高等学校の3校があります。

図表 22 小学校の状況（平成16年4月1日現在） 単位：人、学級

	児童数（うち特別学級）	学級数（うち特別学級）
結城小学校	701(11)	23(2)
城南小学校	420(5)	14(2)
結城西小学校	406(9)	14(2)
城西小学校	302(2)	12(1)
絹川小学校	272(7)	13(2)
江川北小学校	249(5)	10(2)
江川南小学校	106(3)	7(1)
山川小学校	246(2)	11(2)
上山川小学校	201(7)	8(2)
合計	2,903(51)	112(16)

図表 23 中学校の状況（平成16年4月1日現在） 単位：人、学級

	生徒数（うち特別学級）	学級数（うち特別学級）
結城中学校	610(9)	19(2)
結城東中学校	400(8)	14(2)
結城南中学校	581(4)	18(2)
合計	1,591(21)	51(6)

資料：教育委員会調べ

## 参考資料 2：アンケート調査の概要

### 第 1 節 アンケート調査実施概要

本計画を策定するにあたり、住民意識や子育ての実態を把握し、計画に反映させることを目的に、アンケートを実施しました。

#### 1 アンケート調査の方法および調査期間

調査は、本市に住む未就学児童および小学生児童の保護者、13 歳～18 歳の中高生世代、40 歳代～60 歳代の一般市民を対象としました。また小学 4 年生～6 年生については、保護者を対象とした調査票に、小学生本人が回答を行う設問をすることで調査対象としています。調査は平成 16 年 1 月 27 日から 2 月 6 日の 10 日間に行いました。

対象者は無作為に抽出しました。調査票の配布に関しては、保育所を利用している未就学児童の保護者、小学生の保護者および中学生については、利用している保育所、小学校、中学校を通して配布・回収を行いました。保育所を利用していない未就学児童の保護者、高校生世代および一般市民については、郵送にて配布・回収を行いました。

#### 2 アンケートの回収状況

調査対象者	配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
未就学	675	383	56.7%
小学生	688	586	85.2%
中高生世代	860	483	56.2%
一般市民	2,334	1,006	43.1%

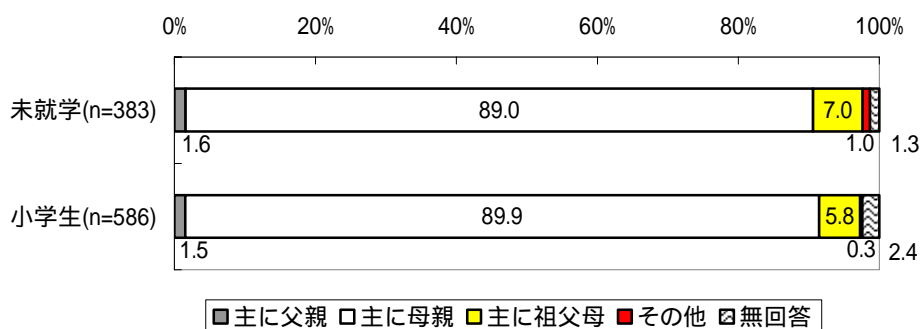
## 第2節 アンケート結果（抜粋）

### 1 子どもの主な世話者の就業状況

子どもの主な世話者は、圧倒的に母親となっています。また、その母親の就労状況をみると、半数以上が就労している状況にあります。

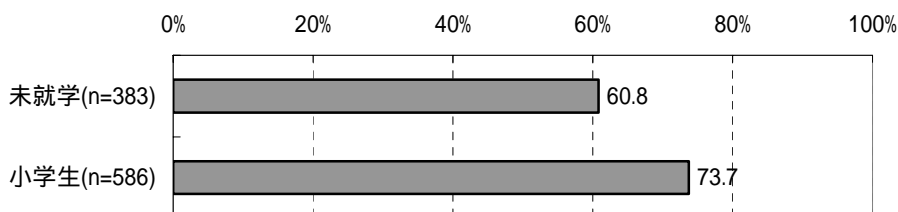
子どもの世話をすることが母親であることは従来と変わっていないものの、母親の多くが、仕事を通じて社会と関わりあっている状況にあります。母親をとりまく環境は確実に変わってきています。

図表 24 子どもの身の回りの世話を主にしている人



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者）

図表 25 母親の就業状況（パート・アルバイトも含む）



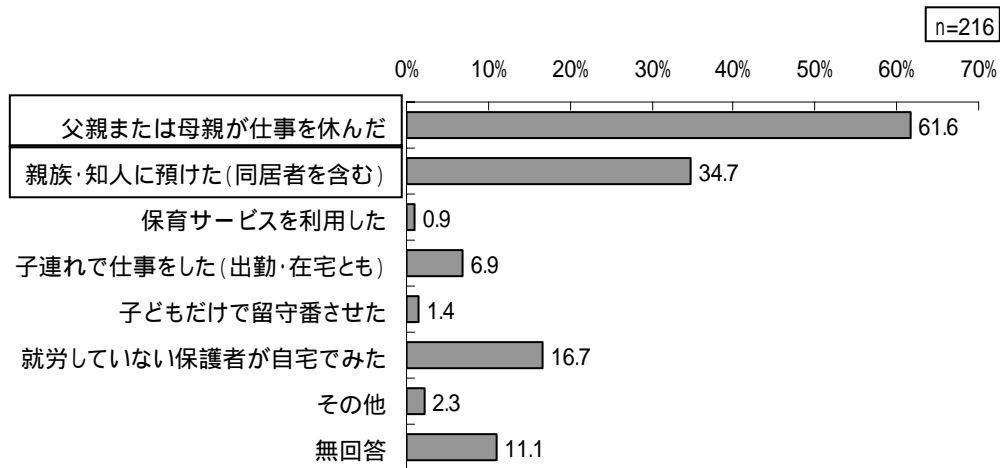
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者）

## 2 子どもが病気のときの対応について

保育所（園）や幼稚園を利用している保護者に、子どもが病気になった場合をたずねたところ、そのほとんどが仕事を休むか、親族に預けて対応しています。

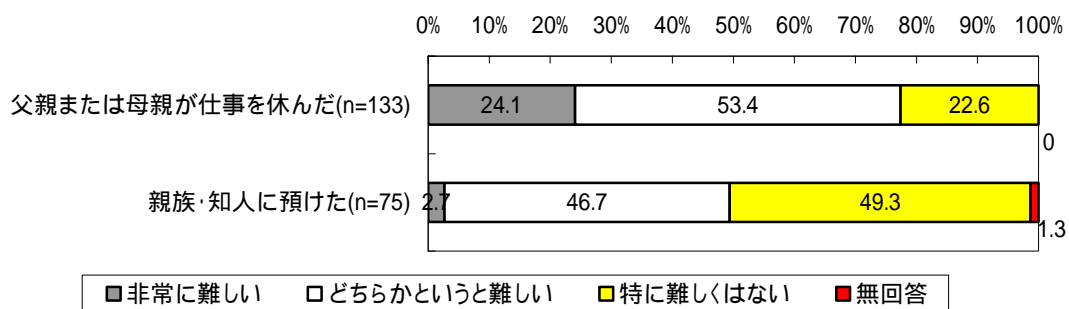
その場合、父親または母親が休むことは難しいとする回答が約 8 割となっています。また、約半数が親族に預けるのも難しいと回答しています。

図表 26 病気の場合の対応



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 27 対応の困難度



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

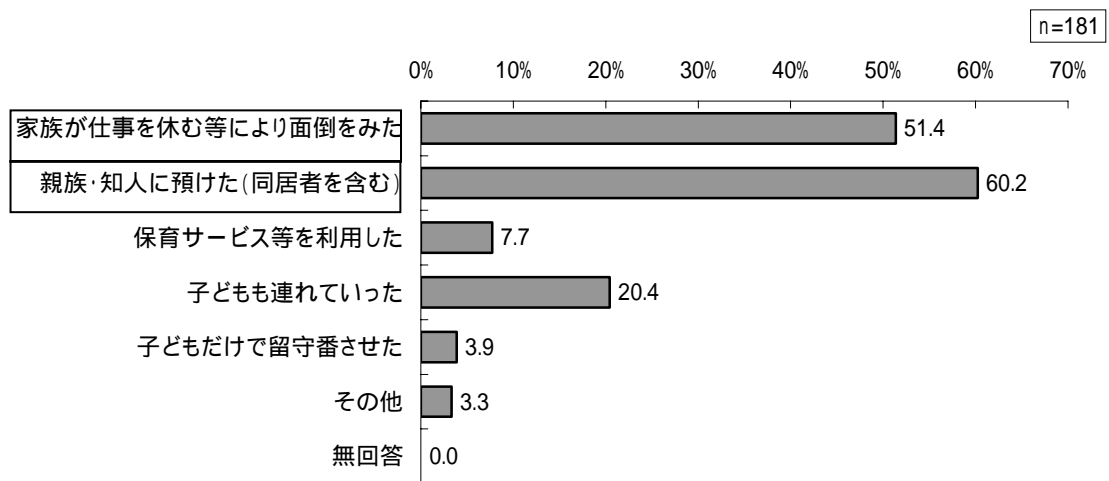


### 3 緊急の場合の対応について

普段子どもの世話をしている保護者の半数が、冠婚葬祭、保護者や家族の病気などの理由で、子どもの世話ができなくなる経験をしています。このような場合、半数以上が仕事をしている家族が仕事を休む、親族・知人に子どもを預けることによって、対応しています。

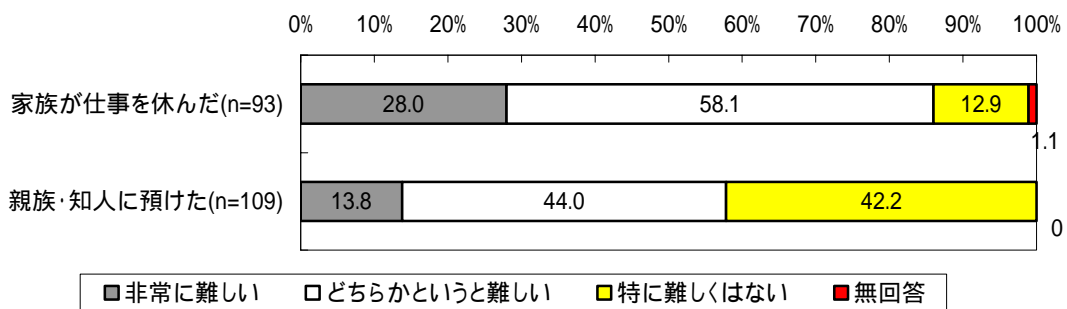
その場合、家族が休むことは難しいとする回答は8割以上となっています。また、約6割が親族に預けるのも難しいと回答しています。

図表 28 緊急の場合の対応方法



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 29 対応の困難度



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

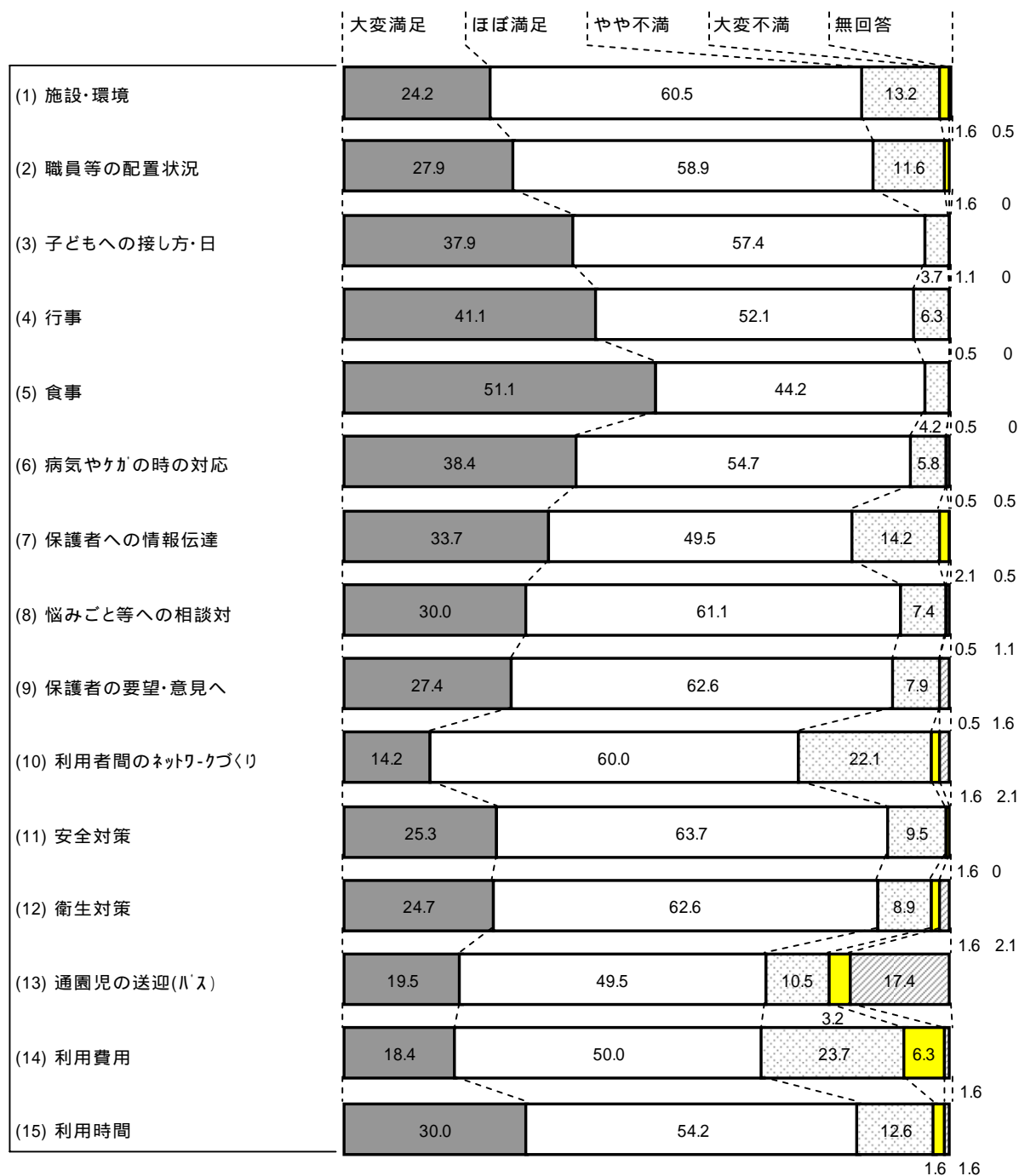
#### 4 保育所の満足度

保育所については、ほぼすべての項目で満足傾向が8割を超えており、満足している傾向が見られます。

一方で、「利用費用」と「利用者間のネットワークづくり」に関しては、不満足傾向が他の項目の不満足度より高くなっています。

図表 30 保育所の満足度

n=190



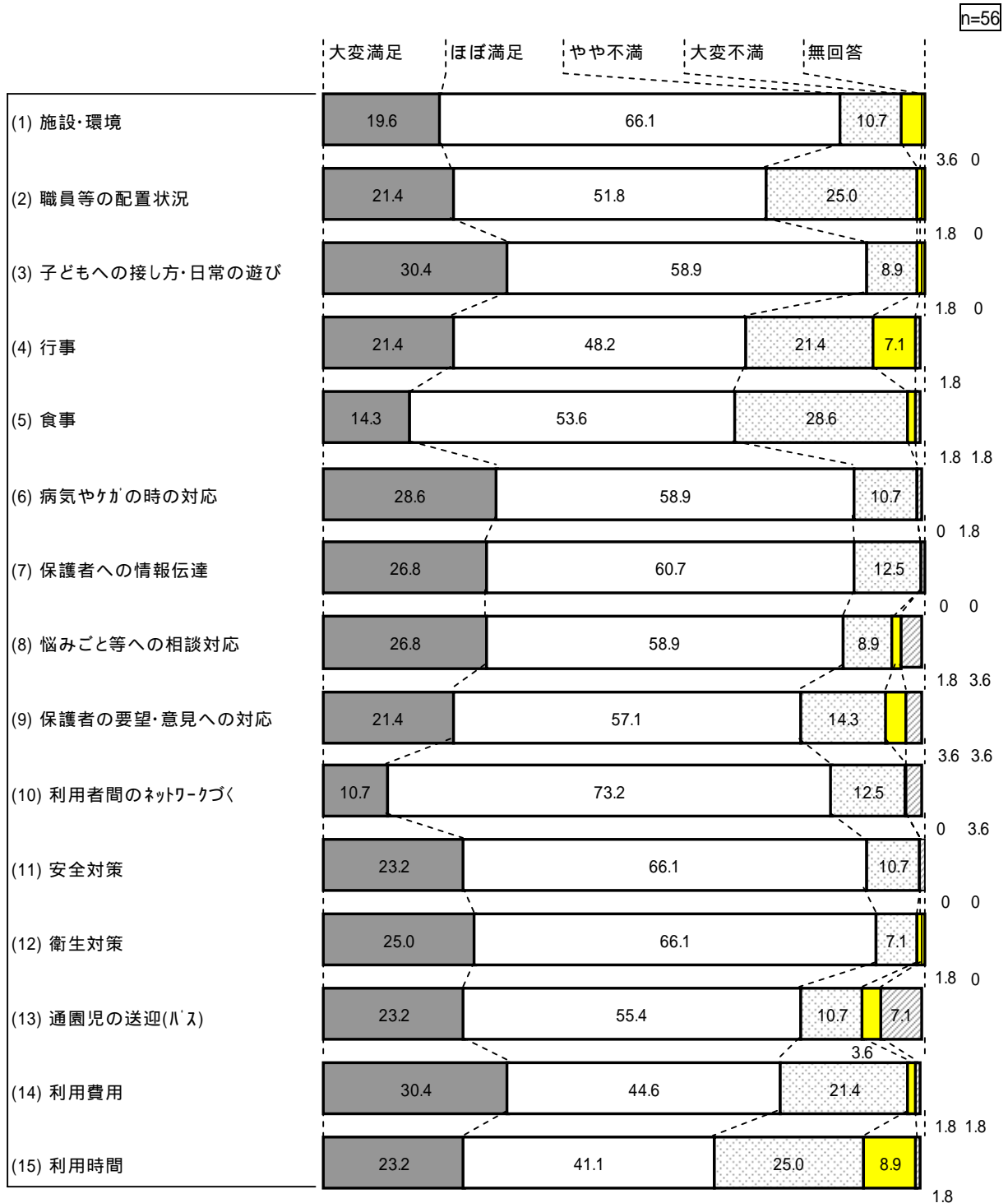
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

## 5 幼稚園の満足度

幼稚園については、ほぼすべての項目で、概ね満足している傾向が見られます。

一方で、「食事」と「利用時間」では不満足傾向は 30%を越えている結果になりました。他に不満足傾向が 20%を越える項目は、「職員等の配置状況」「行事」「利用費用」となっています。

図表 31 幼稚園の満足度



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

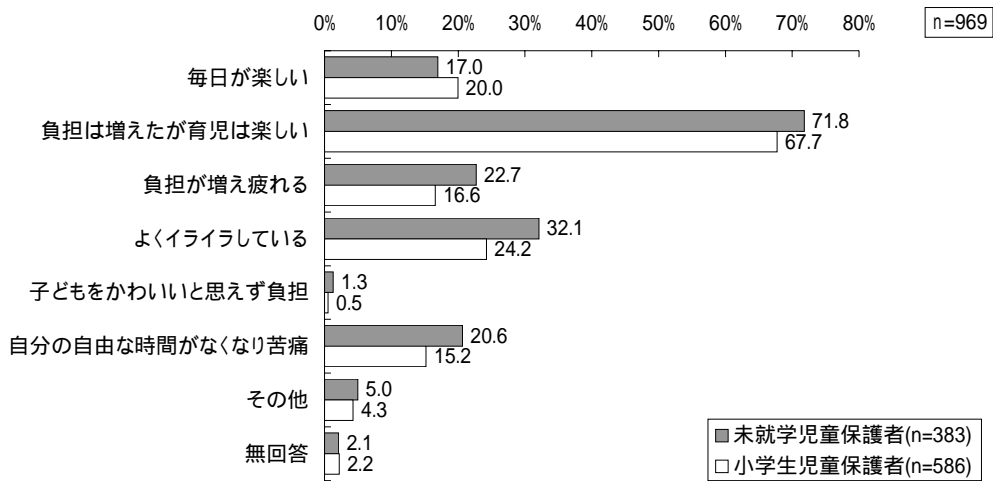
## 6 子育て意識

子育てについては、多くの保護者が負担は増えたものの楽しいと感じています。

その一方で、「負担が増えて疲れる」「よくイライラしている」「自分の自由な時間がなくなり苦痛」と感じている保護者もいる状況です。子どもを一時的に預け、リフレッシュを希望する未就学児童の保護者は約6割となっています。

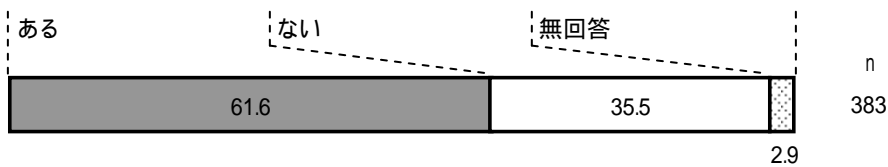
こうした状況にある子育てについて、約8割の父親が協力していますが、ほとんど育児に参加しない父親も約1割となっています。

図表 32 子育て中の生活について



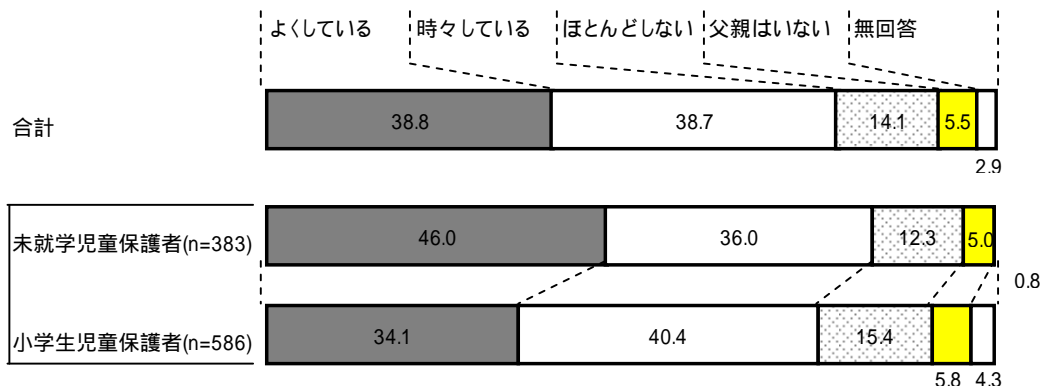
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者）

図表 33 リフレッシュの希望



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 34 父親の育児参加状況

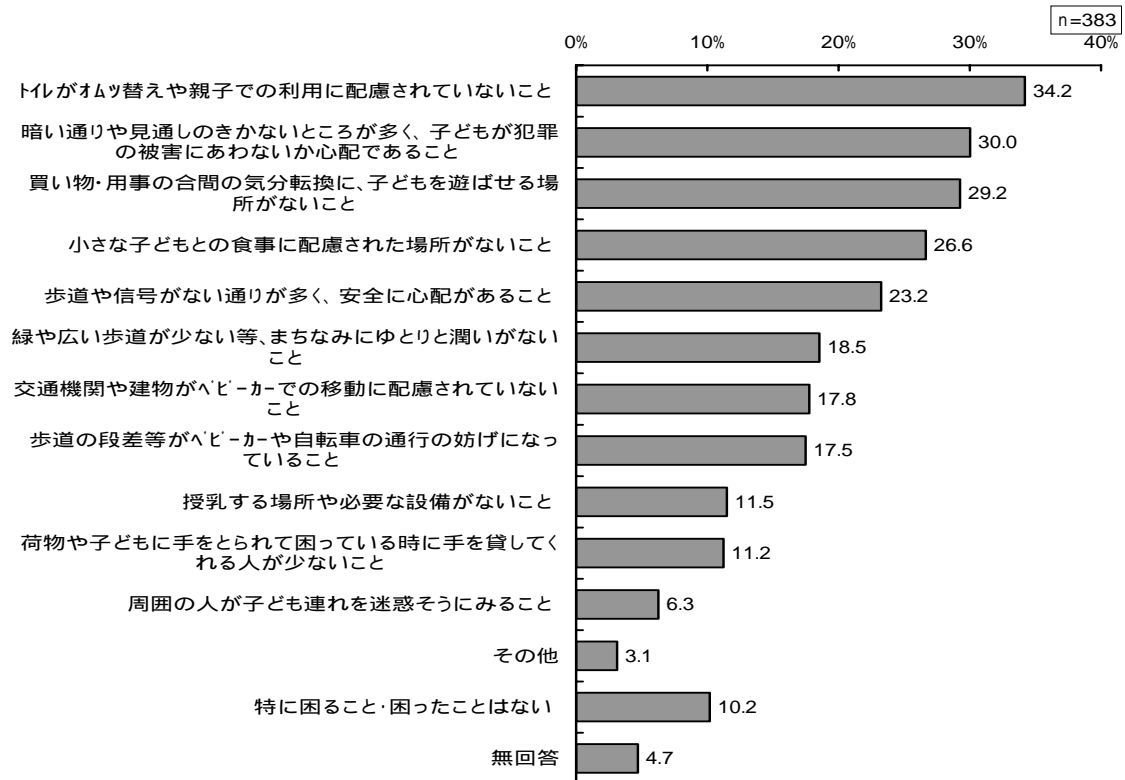


資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者）

## 7 地域の環境について

子どもの年齢によって、保護者が困難と感じることは変化しています。トイレ環境・食事の場については3歳児までの保護者、街並みによる犯罪被害の心配や交通安全の心配については4・5歳児の保護者が課題に取り上げています。

図表 35 子ども連れで外出時に困ること



図表 36 子ども連れで外出時に困ること（年齢別）

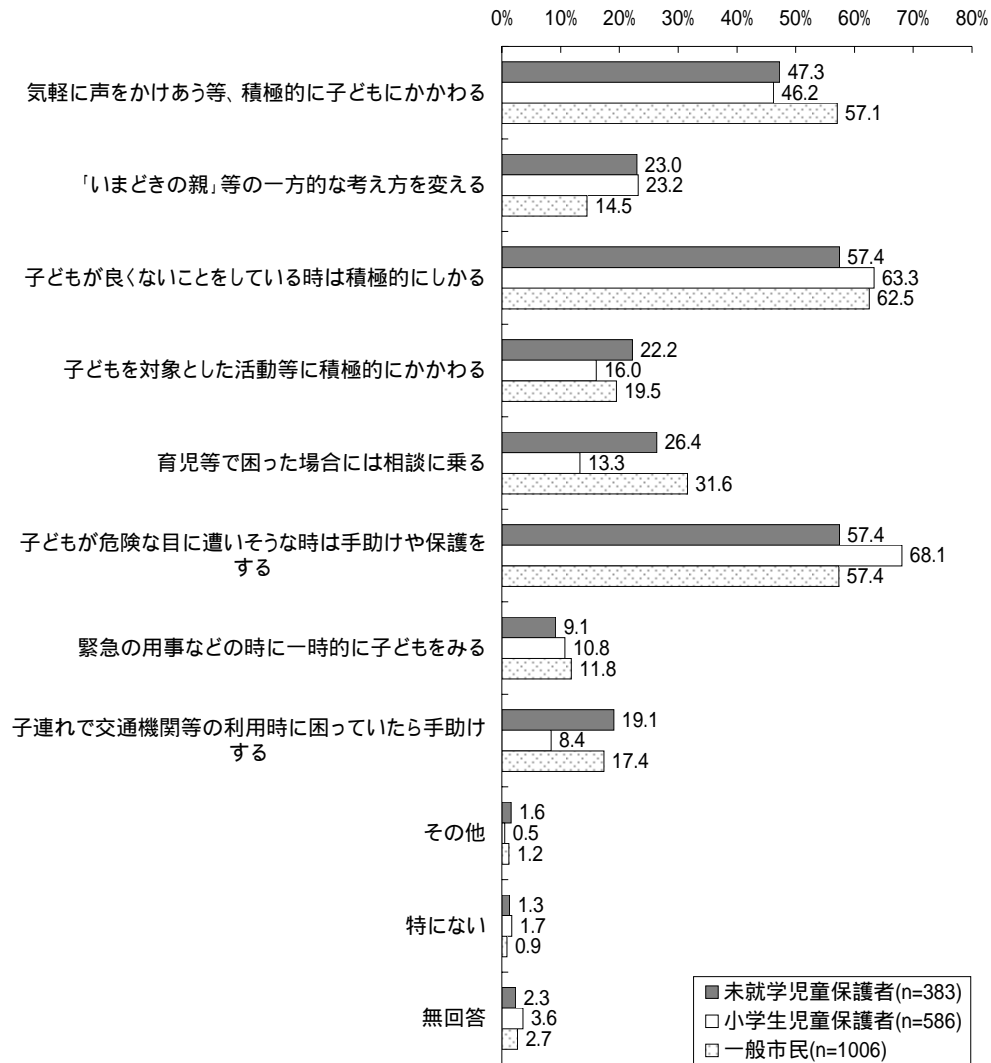
年齢	全体	外出時に困ること													
		歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること	歩道の段差等がベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること	交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと	トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと	授乳する場所や必要な設備がないこと	小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりと潤いがないこと	暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること	周囲の人が子ども連れを迷惑そうにみること	荷物や子どもに手をとられて困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと	その他	特に困ること・困ったことはない	無回答
合計	383	89	67	68	131	44	102	112	71	115	24	43	12	39	18
	100.0	23.2	17.5	17.8	34.2	11.5	26.6	29.2	18.5	30.0	6.3	11.2	3.1	10.2	4.7
0歳	43	7	10	10	26	7	21	8	4	5	0	4	1	3	0
	100.0	16.3	23.3	23.3	60.5	16.3	48.8	18.6	9.3	11.6	0.0	9.3	2.3	7.0	0.0
1歳	58	10	13	13	31	11	20	15	9	12	3	6	4	4	2
	100.0	17.2	22.4	22.4	53.4	19.0	34.5	25.9	15.5	20.7	5.2	10.3	6.9	6.9	3.4
2歳	67	12	11	11	22	7	20	22	13	22	6	9	2	7	6
	100.0	17.9	16.4	16.4	32.8	10.4	29.9	32.8	19.4	32.8	9.0	13.4	3.0	10.4	9.0
3歳	62	14	13	5	24	10	10	14	9	19	3	6	3	7	5
	100.0	22.6	21.0	8.1	38.7	16.1	16.1	22.6	14.5	30.6	4.8	9.7	4.8	11.3	8.1
4歳	71	17	9	15	17	6	12	26	14	24	4	10	0	10	2
	100.0	23.9	12.7	21.1	23.9	8.5	16.9	36.6	19.7	33.8	5.6	14.1	0.0	14.1	2.8
5歳	72	26	11	11	10	2	14	25	19	30	7	8	2	8	2
	100.0	36.1	15.3	15.3	13.9	2.8	19.4	34.7	26.4	41.7	9.7	11.1	2.8	11.1	2.8
未生	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

## 8 地域に望むこと

地域には、声をかけあう、手助けをする、子どもが悪いことをしているときには叱る等、子どもとの積極的な関わりが望まれています。

図表 37 地域への要望



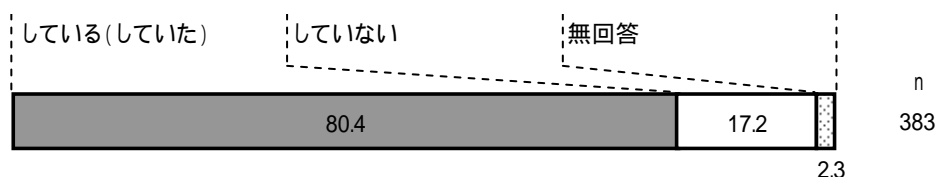
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者・一般市民）

## 9 「子どもの生命と健康を守る」ことについて

家庭内事故の防止は8割の保護者が対策を講じていました。子どもの生命を守ることについては保護者の関心は高いものの、こうした事柄についての学習経験が半数の保護者には無い状況です。

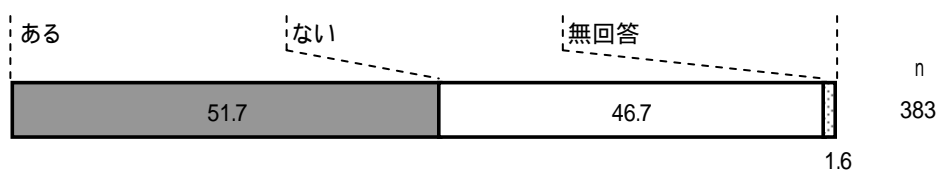
チャイルドシートについては、「時々使用しないこともある」「使用していない」が半数となっています。また、児童虐待については、3割が虐待しているかもしれないと感じており、その分関心も高いといえますが、児童虐待防止法についての認識度は約1割にとどまっています。

図表 38 家庭内事故の防止



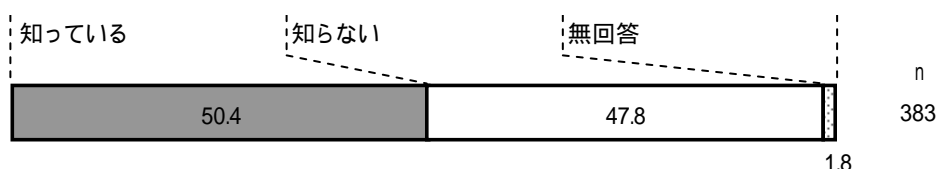
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 39 応急処置の学習経験



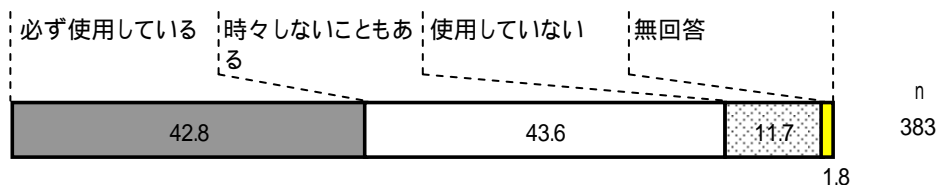
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 40 心肺蘇生法の認知度



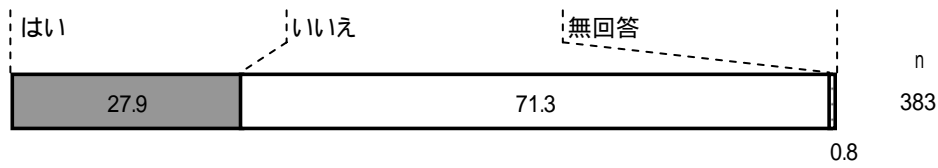
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 41 チャイルドシートの使用状況



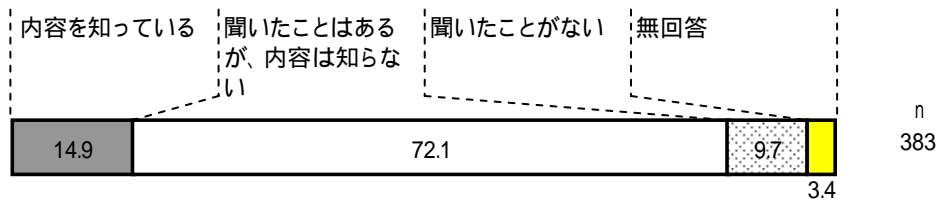
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 42 子を虐待していると思うか



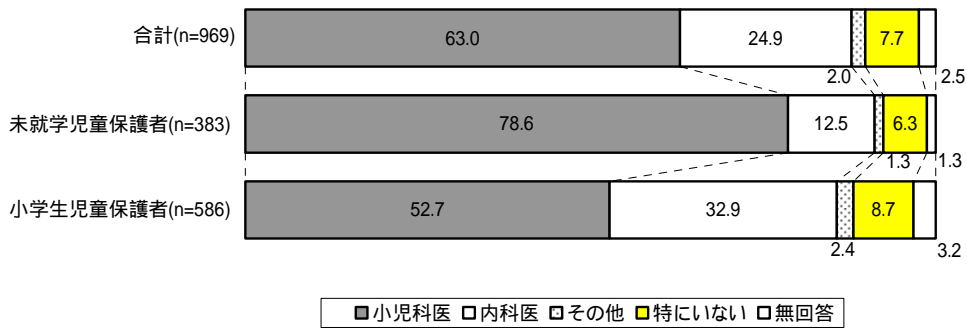
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 43 児童虐待防止法の認知度



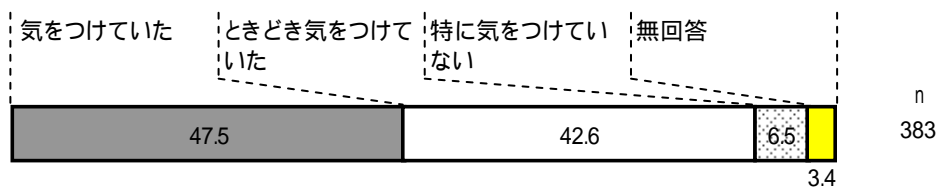
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

図表 44 かかりつけ医の有無



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者）

図表 45 妊娠中の食生活



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者）

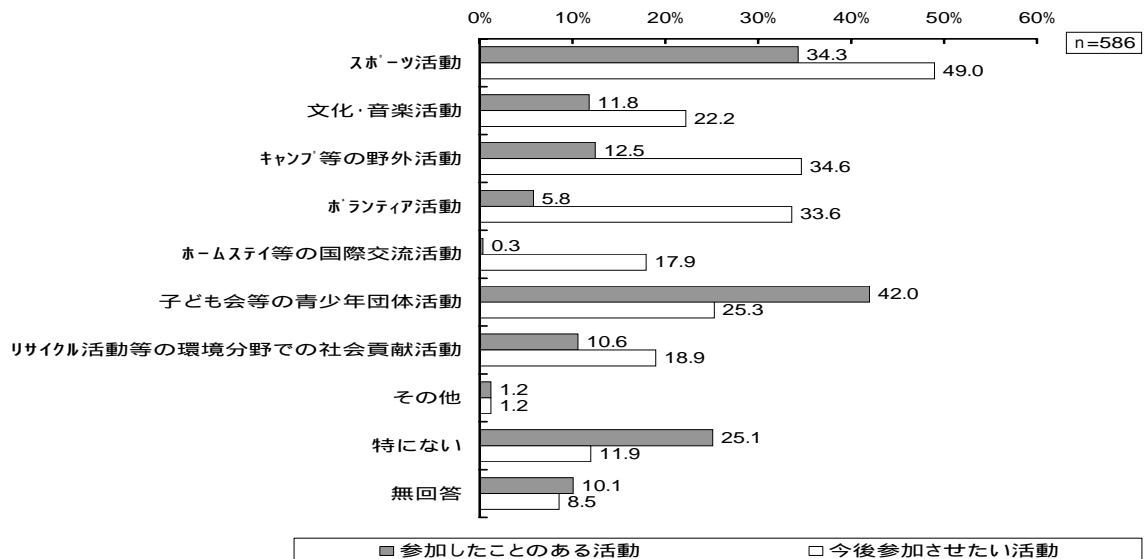


## 10 「子どもの遊びと学びを豊かにする」ことについて

スポーツ活動や野外活動への参加希望が多くなっています。

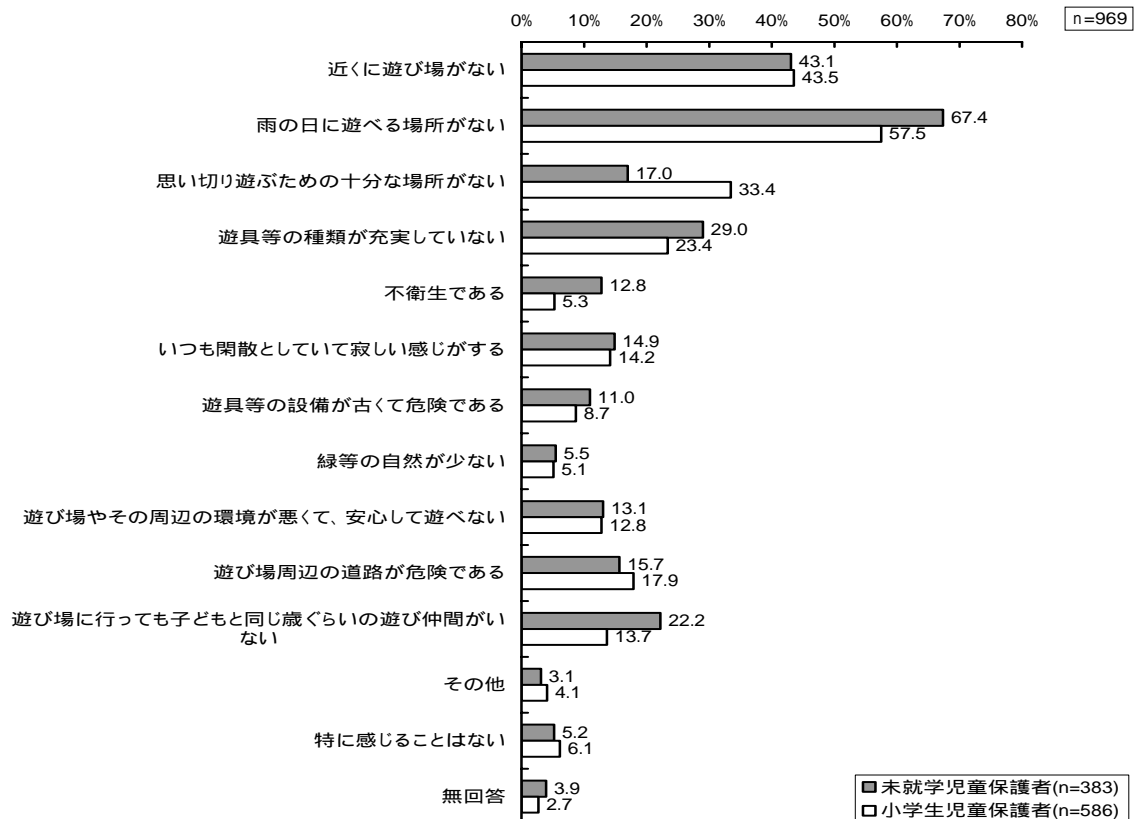
子どもの遊び場については、半数以上が雨の日の遊び場の充実を望んでいます。

図表 46 活動の参加状況・参加希望



資料：行動計画策定アンケート（小学生児童保護者）

図表 47 子どもの遊び場について感じる事



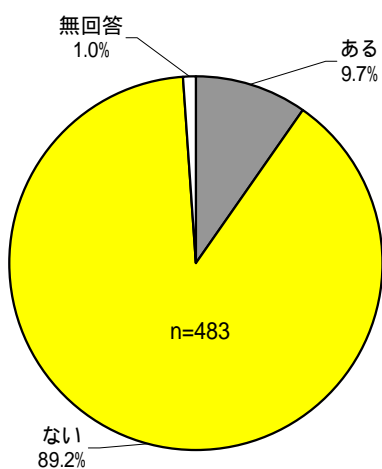
資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者）

## 11 思春期保健対策に関する中高生世代の意識と実態

中高生世代全体では、約1割に喫煙経験、約3.5割に飲酒の経験があります。また、ダイエットのための食事制限については、約2割が経験しています。学年別に見ると、高校生の喫煙・飲酒・ダイエット経験が高くなっています。

また、薬物、アルコールが体に与える影響については認識されていますが、性感染症予防、避妊といった「性」に関しては、約3割がほとんど知らないという結果になっています。

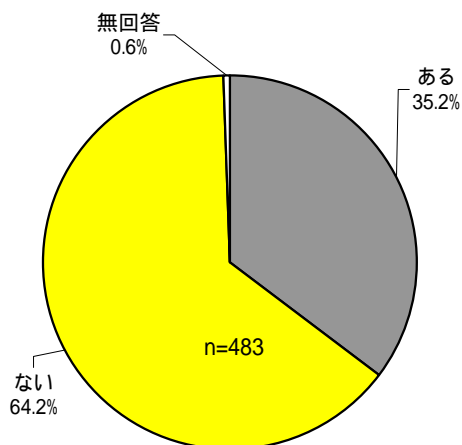
図表 48 喫煙経験の有無



図表 49 クロス集計：性別・学年等×喫煙経験

		喫煙経験			
		全体	ある	ない	無回答
合計		483 100.0	47 9.7	431 89.2	5 1.0
性別	男	244 100.0	34 13.9	207 84.8	3 1.2
	女	237 100.0	12 5.1	223 94.1	2 0.8
学年等	中学1年生	101 100.0	6 5.9	93 92.1	2 2.0
	中学2年生	113 100.0	2 1.8	111 98.2	0 0.0
	中学3年生	127 100.0	12 9.4	112 88.2	3 2.4
	高校1年生	52 100.0	4 7.7	48 92.3	0 0.0
	高校2年生	47 100.0	11 23.4	36 76.6	0 0.0
	高校3年生	36 100.0	9 25.0	27 75.0	0 0.0
	専門・専修学校	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
	その他	5 100.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0

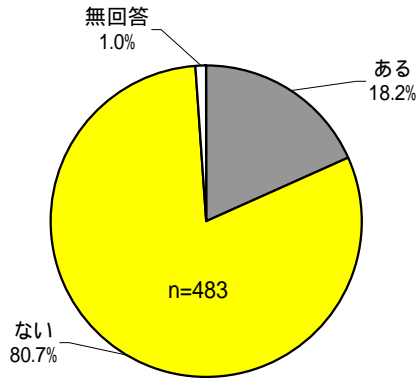
図表 50 飲酒経験の有無



図表 51 クロス集計：性別・学年等×飲酒経験

		飲酒経験			
		全体	ある	ない	無回答
合計		483 100.0	170 35.2	310 64.2	3 0.6
性別	男	244 100.0	91 37.3	152 62.3	1 0.4
	女	237 100.0	77 32.5	158 66.7	2 0.8
学年等	中学1年生	101 100.0	18 17.8	83 82.2	0 0.0
	中学2年生	113 100.0	30 26.5	83 73.5	0 0.0
	中学3年生	127 100.0	35 27.6	89 70.1	3 2.4
	高校1年生	52 100.0	23 44.2	29 55.8	0 0.0
	高校2年生	47 100.0	35 74.5	12 25.5	0 0.0
	高校3年生	36 100.0	23 63.9	13 36.1	0 0.0
	専門・専修学校	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	その他	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0

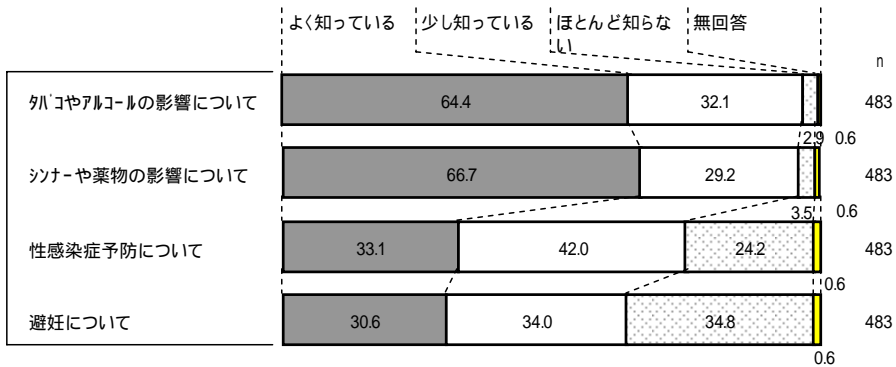
図表 52 ダイエットのための食事制限



図表 53 クロス集計：性別・学年別ダイエットのための食事制限

	全体	ダイエットのための食事制限		
		ある	ない	無回答
合計	483	88	390	5
	100.0	18.2	80.7	1.0
性別				
男	244	25	216	3
	100.0	10.2	88.5	1.2
女	237	62	173	2
	100.0	26.2	73.0	0.8
学年等				
中学1年生	101	11	89	1
	100.0	10.9	88.1	1.0
中学2年生	113	15	97	1
	100.0	13.3	85.8	0.9
中学3年生	127	24	100	3
	100.0	18.9	78.7	2.4
高校1年生	52	12	40	0
	100.0	23.1	76.9	0.0
高校2年生	47	13	34	0
	100.0	27.7	72.3	0.0
高校3年生	36	10	26	0
	100.0	27.8	72.2	0.0
専門・専修学校	1	0	1	0
	100.0	0.0	100.0	0.0
その他	5	2	3	0
	100.0	40.0	60.0	0.0

図表 54 薬物・アルコール・性等に関する知識



図表 55 クロス集計：性別・学年等 × 薬物・アルコール・性等についての知識

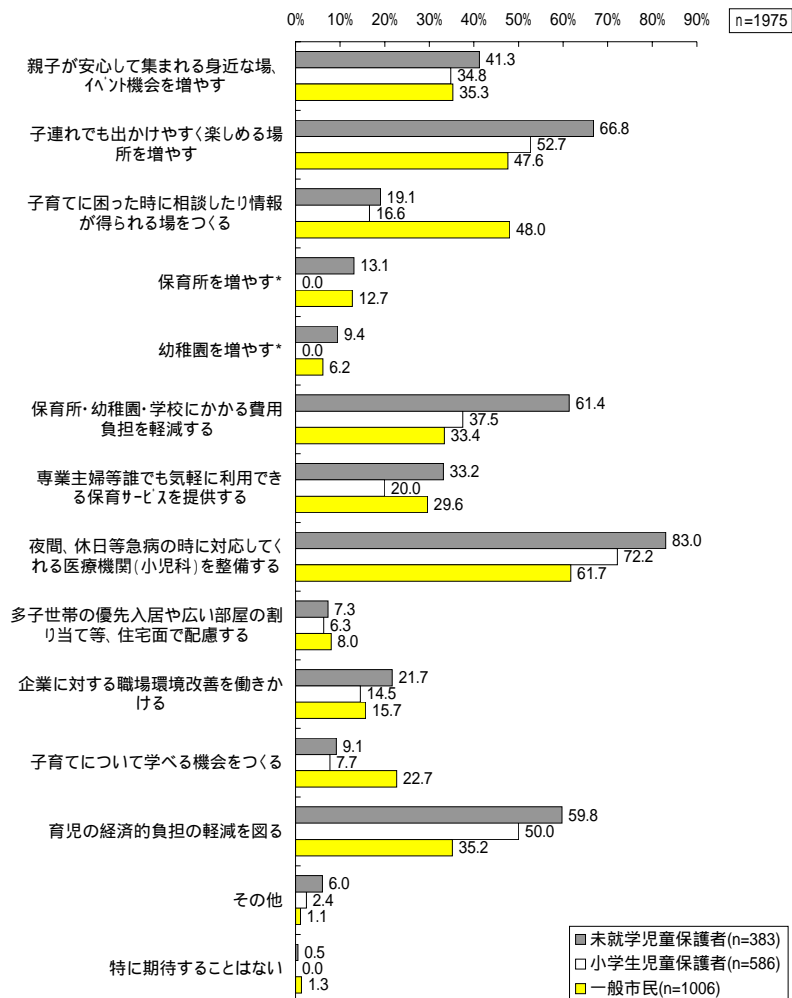
	全体	タバコやアルコールの影響について				シガーや薬物の影響について				性感染症予防について				避妊について				
		よく知っている	少し知っている	ほとんど知らない	無回答	よく知っている	少し知っている	ほとんど知らない	無回答	よく知っている	少し知っている	ほとんど知らない	無回答	よく知っている	少し知っている	ほとんど知らない	無回答	
合計	483	311	155	14	3	322	141	17	3	160	203	117	3	148	164	168	3	
	100.0	64.4	32.1	2.9	0.6	66.7	29.2	3.5	0.6	33.1	42.0	24.2	0.6	30.6	34.0	34.8	0.6	
性別																		
男	244	168	65	9	2	162	68	12	2	82	98	62	2	65	76	101	2	
	100.0	68.9	26.6	3.7	0.8	66.4	27.9	4.9	0.8	33.6	40.2	25.4	0.8	26.6	31.1	41.4	0.8	
女	237	141	90	5	1	158	73	5	1	77	104	55	1	83	86	67	1	
	100.0	59.5	38.0	2.1	0.4	66.7	30.8	2.1	0.4	32.5	43.9	23.2	0.4	35.0	36.3	28.3	0.4	
学年等																		
中学1年生	101	50	46	4	1	57	36	7	1	13	37	50	1	8	32	60	1	
	100.0	49.5	45.5	4.0	1.0	56.4	35.6	6.9	1.0	12.9	36.6	49.5	1.0	7.9	31.7	59.4	1.0	
中学2年生	113	70	34	9	0	65	41	7	0	26	43	44	0	27	27	59	0	
	100.0	61.9	30.1	8.0	0.0	57.5	36.3	6.2	0.0	23.0	38.1	38.9	0.0	23.9	23.9	52.2	0.0	
中学3年生	127	87	38	0	2	89	34	2	2	46	66	13	2	37	53	35	2	
	100.0	68.5	29.9	0.0	1.6	70.1	26.8	1.6	1.6	36.2	52.0	10.2	1.6	29.1	41.7	27.6	1.6	
高校1年生	52	36	16	0	0	37	15	0	0	25	22	5	0	24	20	8	0	
	100.0	69.2	30.8	0.0	0.0	71.2	28.8	0.0	0.0	48.1	42.3	9.6	0.0	46.2	38.5	15.4	0.0	
高校2年生	47	34	13	0	0	37	10	0	0	23	21	3	0	25	19	3	0	
	100.0	72.3	27.7	0.0	0.0	78.7	21.3	0.0	0.0	48.9	44.7	6.4	0.0	53.2	40.4	6.4	0.0	
高校3年生	36	28	7	1	0	31	4	1	0	24	10	2	0	23	10	3	0	
	100.0	77.8	19.4	2.8	0.0	86.1	11.1	2.8	0.0	66.7	27.8	5.6	0.0	63.9	27.8	8.3	0.0	
専門・専修学校	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
その他	5	5	0	0	0	5	0	0	0	3	2	0	0	4	1	0	0	
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	

資料：(図表 51～58) 行動計画策定アンケート (中高生世代)

## 12 市への要望

子育て環境の整備について、子どもの健康を守る医療機関の整備・充実が求められています。また、育児にかかる経済的負担の軽減も望まれています。

図表 56 市への要望



資料：行動計画策定アンケート（未就学児童保護者・小学生児童保護者・一般市民）

注1：「\*」は、未就学児童保護者および一般市民への質問項目

## 参考資料 3 : 策定体制

### 1 結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要項

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画を策定するために、結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画策定のための必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 市民の意見を反映させた、計画策定のための協議
- (3) 計画案の作成に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 公募による一般市民
- (4) 関係行政機関代表

(任期)

第4条 委員は、計画に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間となる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数を超える場合に決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、ワーキングチームに意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成15年12月1日から施行する。

## 2 結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員名簿

番号	区 分	団 体 名	氏 名
1	学識経験者	結城市議会教育福祉委員会	孝 井 恒 一
2		結城市医師会	杉 山 茂
3		結城市歯科医師会	戒 田 敏 之
4		茨城県建築士会結城支部	大 島 茂 男
5		結城市自治協力員連合会	丸 山 順 光
6		結城市民生委員児童委員協議会	篠 塚 博
7		結城警察署	上 田 富 雄
8		下館児童相談所	川 島 和 子
9		下館保健所	阿 部 とし子
10		結城商工会議所	郡 司 和 彦
11		(社)結城市社会福祉協議会	藤 田 和 子
12		結城市小中学校長会	須 藤 義 明
13		青少年育成市民会議	田 邊 章
14		結城市老人クラブ連合会	柴 山 幸 一
15		ゆうき女性会議	稲 葉 里 子
16	関係団体代表	結城市PTA連絡協議会	醍 醐 清 美
17		結城市保育連絡協議会	宮 田 サキ子
18		結城市子ども会育成連合会	北 條 勇
19		結城市母子福祉会	池 田 光 代
20		玉岡幼稚園	古 江 勝 代
21		結城市身体障害者福祉団体連合会	館 野 一 雄
22		結城市心身障害児(者)父母の会	小 泉 桂 子
23		結城市学童保育連絡協議会	小 幡 幸 子
24		子育てサークル	勅使河原 美紀
25	公募	一般公募	田 村 桂 子
26		一般公募	矢 吹 利 江
27		一般公募	黒 川 せつ子
28	行政機関	都市建設部長	岩 田 満
29		教育次長	海老澤 重 郎

### 3 結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム設置要項

---

#### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村行動計画を策定するため、結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の下部組織として、結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 次世代育成支援対策のための必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 次世代育成支援施策の課題
- (3) その他次世代育成支援について必要と認められる事項

#### (組織)

第3条 ワーキングチームは、関係各課（各室，センター等を含む。以下「各課」という。）と協議のうえ、各課の長が指名した課内の職員をもって充て、各課長は、その者の職氏名をワーキングチームメンバー報告書（別記様式）により社会福祉課長に報告しなければならない。

#### (会議)

第4条 ワーキングチームは、社会福祉課長が招集し、社会福祉課長は、会議の議長となる。

#### (関係職員の出席)

第5条 社会福祉課長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (報告)

第6条 社会福祉課長は、ワーキングチームの検討の経過並びに結果について、委員会に報告するものとする。

#### (庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、社会福祉課においておこなう。

#### 付 則

この要項は、平成15年12月1日から施行する。

#### 4 結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチームメンバー表

番号	課名	役職	氏名
1	秘書課	主任	生井秀世
2	人事課	課長補佐	柴山孝一
3	企画政策課	係長	西村規利(H15)
4		係長	河添敏明
5	女性政策室	主事	相澤智子(H15)
6		主幹	瀧澤明行
7	財政課	主任	牛久恵智子
8	生活環境課	係長	鈴木昭一(H15)
9		主任	栗原三千代
10	防災交通課	主事	篠崎真裕美
11	介護福祉課	係長	渡辺高夫
12	保険年金課	係長	村山恭
13	保健センター	主任	内田佳恵
14	商工観光課	主事	吉村幸子
15	都市計画課	主事	山田康典
16	区画整理課	主幹	宮田勝利(H15)
17		主幹	瀬戸井正
18	土木課	係長	金崎成伸
19	建築課	係長	藤沼康夫(H15)
20	学校教育課	幼稚園教頭	岡本葉子
21	指導課	指導主事	渡辺久(H15)
22		指導主事	大場実
23	生涯学習課	係長	久保野谷一成(H15)
24		係長	叶谷正
25	図書館	副館長	桐生学
26	社会体育課	係長	田中真一
27	総務課	係長	生沼八重子(H15)
28		主事	森田雅子
29	市民課	課長補佐	服部敏雄
30	農政課	主幹	仁見剛
31	下水道業務課	主任	鈴木広子(H15)
32		主任	小谷野節子
33	社会福祉課	係長	舘野昭弘(H15)
34		城西保育所	杉山和江
35		上山川保育所	鈴木幸恵
36		山川保育所	圓岡敏子

事務局 社会福祉課



結城市次世代育成支援行動計画  
～ともに育て ともに育ち ともに喜ぶ 地域づくり～

---

発行：平成17年3月

発行者：茨城県結城市

編集：結城市保健福祉部社会福祉課

〒307-8501 結城市大字結城1447

TEL：0296-32-1111

FAX：0296-33-6628

E-mail：[hukusi@city.yuki.ibaraki.jp](mailto:hukusi@city.yuki.ibaraki.jp)

---